

会 議 録 目 次

平成29年第4回海田町議会定例会（第2日目）

平成29年6月7日（水）午前9時00分 開会

日程第1	一般質問		
	○下崗憲国議員	3	
	○岡田良則議員	18	
	○崎本広美議員	35	
	○竹本誠議員	42	
	○宗像啓之議員	43	
	○前田勝男議員	54	
日程第2	第21号議案	工事請負契約の締結について（海田市駅南口土地区画整理事業 海田市駅南口線外整備工事）	62
日程第3	第22号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	64
日程第4	第23号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について	67
日程第5	第24号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	71
日程第6	第25号議案	平成29年度海田町一般会計補正予算（第2号）	72
日程第7	第26号議案	平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	79
日程第8	発議第7号	日本政府に対し、核兵器禁止の立場を明確にし、条約交渉に加わることを強く求める意見書案	80
		（閉 会）	84

平成29年第4回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成29年6月7日(水)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 6月7日(水)9時00分宣告(第2日)

4. 応招議員(16名)

1番	小田久美子	2番	竹本誠
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	兼山益大
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(16名)

1番	小田久美子	2番	竹本誠
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	兼山益大
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部	次長	門前誠司
福祉保健部	次長	伊藤仁士
建設部	次長	龍岩広幸
企画課	長	山崎純
魅力づくり推進課	長	宮垣将司
財政課	長	吉本真
税務課	長	近森茂
生活安全課	長	脇本健二郎
住民課	長	水川綾子
社会福祉課	長	新藤正敏
こども課	長	森川雅枝
保健センター	所長	森原知美
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
教育	長	田坂裕一
教育	次長	石川直之
学校教育課	長	小林伸二
生涯学習課	長	森原宏生

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 修 治
主 任 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第21号議案 工事請負契約の締結について（海田市駅南口土地区画整理事業  
海田市駅南口線外整備工事）
- 日程第 3 第22号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第 4 第23号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第24号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第25号議案 平成29年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 第26号議案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 発議第 7 号 日本政府に対し、核兵器禁止の立場を明確にし、条約交渉に加わ  
ることを強く求める意見書案

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、
本日の会議を開きます。

なお、本日は報道のため、報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御
了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 8 に至
る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。7 番、下岡議員。

○7 番（下岡）7 番議員、下岡です。本日は、2 項目にわたって質問をいたします。

まず、第 1 点目、スケジュール管理について。事業の実施に当たり、何をどのように

やるかだけでなく、いつまでにやるかも重要である。施設建設において、適切なスケジュール計画、工程管理が行われなければ利用者の安全性、利便性などが損なわれるだけでなく、経済的、財政的不利益が生じかねない。

二つの施設について質問します。役場新庁舎整備基本構想について、1、整備完了は平成34年度末であり、これから6年近く掛かる。基本計画、基本設計及び実施設計に計4年は長過ぎる。大幅な時間短縮を検討すべきと考える。見解を問う。

2点目。財源として公共施設等適正管理推進事業債の活用を検討するとしている。起債対象経費の75パーセントに係る元利償還金の30パーセントが交付税措置される。概算でこの措置金額は幾らか。また、この制度は役場の緊急保全対策であり、平成29年から32年度までの4年の時限措置である。今の当町の計画では活用は困難と思われる。どのように対応するお考えか問う。3点目。県海田庁舎解体工事が平成31年度から32年度に掛けて、10か月となっているが、この時期になる根拠は何か。県と交渉して早めることは可能ではないか。4点目。スケジュール計画全体に緊張感のない甘い計画である。早期完成を目指し、もっと意欲的な計画を立てるべきではないか。見解を問う。

次、地域密着型介護老人福祉施設について。結果的に申請の竣工期日を守れなかったとして、補助金の交付を取り消したが、途中で町も含め関係者が工事の遅延を認識していたにもかかわらず、建設業者の間に合わせるの言葉だけに頼ったのが問題ではなかったか質問します。

1、建築工事請負契約においては、普通、竣工期日を守れなかったときの違約賠償規定を入れるが、本工事ではどうであったか。2、昨年12月工事遅れのため完成時期を2月末から3月末に伸ばしたが、3月末を確実に守れる見通しはあったのか問う。3、予定の補助金額1億7,300万円は自己資金で賄うことになるが、この事業が経営的に厳しい状況に追い込まれる恐れはないか。4点目、介護事業者はどこも人手不足のやりくりで苦勞している状況下、管理体制面でこの事業者に懸念すべき点はないのか問う。

2点目。空き家対策について。都市整備課が実施した空き家調査によると、町内に空き家と判定した家が262件あり、老朽度から215件にランク設定している。すぐ住める、155件、72パーセント。少し手を加えれば住める、38件、18パーセント。改築すれば住める、21件、10パーセント。老朽化し危険な家1件となっている。また、所有者へのアンケートによると、自分、家族その他居住予定者は少なく、今後、約6割は空き家のまま放置されると予測している。別の項目では、貸家、売却、自宅等明確な目的を持つ人

は36パーセントであり、ほかは活用方向を模索中とされる。

質問します。1、多くの空き家は十分住める状況にあるにもかかわらず、放置されたままの状況にある。中古住宅売買や賃貸化など流通市場に出したり、空き家バンク制で情報公開する等を検討する考えはないか問う。2点目、改築すれば住めるが、放っていけば近隣に迷惑を掛ける特定空き家になりかねないものが21件、10パーセントある。この対策として、解体補助金や改築補助金の考えはないか問う。3点目。大半の空き家は、資産価値を持ちながら、相続等による現在の所有者が活用策を見いだせない現状に対応するため、不動産、建築関係、司法書士等の協力を得て、相談や実務を担う組織をつくる考えはないか問う。4点目。高齢者対策あるいは、空き家防止対策として、一部で注目されている制度がリバースモーゲージである。土地、建物を担保に信託銀行から資金を借り入れ、借入者死亡後、売却して返済する手法である。この制度を普及する考えはないか問う。

以上でございます。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。新庁舎整備のスケジュール管理についての質問でございますが、1点目の事業期間の短縮につきましては、基本構想の新庁舎整備、スケジュールは基本構想で定めた規模の調査の整備に一般的に必要な時間であり、今後の基本計画の策定の中で、事業期間の短縮について検討をしております。

2点目の公共施設等適正管理推進事業債を活用した場合の交付税措置額につきましては、現時点で事業期間の短縮に取り組んでいることから、スケジュールが流動的であり、算定することができませんが、平成32年度までの対象事業分は起債対象とされることから、事業期間の短縮を図り一部でも活用できる方策を検討しております。

3点目の県庁舎の解体時期につきましては、基本構想の中で県海田庁舎跡地の取得や解体工事の発注手続き等の期間を考慮し、この期間としたものでございます。

4点目の事業スケジュールにつきましては、基本計画、基本設計の策定の中で、事業計画の期間の短縮に取り組んでまいります。

続きまして、地域密着型介護老人福祉施設のスケジュール管理についての質問でございますが、1点目については、法人と工事請負業者との間で、締結された工事請負契約約款に遅滞日数に応じた違約金の請求に関する規定を設けられております。

2点目については、法人及び法人が委託された設計監理業者から3月末までに完成す

る工程表の提出と、その説明を受け、その工程表どおり進捗すれば完成するものと認識しておりました。

3点目については、法人から安定的な事業運営が行える収支が整ったため、厳しい経営状況に陥ることがないと伺っております。

4点目については、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、指定申請書により人員基準を満たしているか、審査した上で、事業者指定を行いましたので、現段階で懸念すべき点はございません。

続きまして、空き家対策についての質問でございますが、本町の空き家対策の全体計画を立案するため、来年度空き家等対策計画の策定に取り組む予定にしております。この計画は、空き家対策の目標を定め、空き家対策の重要な三つのポイントである予防、除却、活用の各段階に応じた具体的な取り組みを検討してまいります。また、計画の作成に当たっては、学識経験者を含め、幅広い方から御意見をいただくため、空き家等対策協議会を設置し内容を協議することとしております。今後は、議員御提案の活用の内容も含め、空き家対策の具体的な取り組みについては、この計画の中で検討をしてまいります。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） まず、新庁舎整備のスケジュールのことですけれども、1点目の事業期間の短縮、現在の基本構想というのは、一般的に掛かる期間を載せたものという話、答弁ですけれども、端的にこれだけ掛かるのかどうなのか。ここが問題で、まず、一般的に掛かるということで、具体的にこの海田町の新庁舎移転を前提にしたものじゃないと。一般的なものだということですよ。ということは、現時点でまだ海田庁舎、新庁舎移転ははっきりしていないというふうに受け取れますが、一般論でしか、まだしていないと。具体的論としては、いつになるかはっきりしていないと。こういう受け止められ方、こういう認識でよろしいのですか。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） 本町の庁舎整備に当たりましては、平成28年度に策定をいたしました基本構想において、基本的な考え方を定めたものでございます。その基本構想に基づきまして、今年度策定する基本計画の中で具体的に検討をしていくというものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡）一般的と言われますけれども、例えば、呉市の場合、去年、総務文教で調査に行きまして、企画部長も同行されて聞かれていますけれども、呉市の場合、ここにどういうふうに行ったか、スケジュールがあるわけですが、平成23年2月に、市長が議会で庁舎建設、新庁舎を建てますというて表明された。それが平成23年2月です。それから、いろんな作業段階があって、24年11月、1年9か月後には実施計画、実施設計は終わっているんです。1年9か月で。市長が新庁舎を造ると言ってから、1年9か月後には、実施設計ができています。呉市の新庁舎、面積は3万7,800平米、当町の場合、5,300平米ですから7倍以上の床面積の規模です。この設計については、呉市の当町と同じ広島県型プロポーザル方式で基本設計、基本計画をやっている。同じ方式です。建物の附帯工事についても、免震構造、当町と同じ、面積はこの7倍ぐらいの規模なんです。それで1年9か月で、やると決めてからやっているんです。当町の場合、どれだけ掛かっているんです。今、基本構想で約1年、これから4年、5年掛かっているじゃないですか。呉市が1年9か月でやると。当町5年、この5年が一般的だからこれでいくんだと。これね、判断基準がちょっとおかしいんじゃないですか。もっと詰めたものでやらないと、議論のしようがないじゃないですか。一般論でやっていたら。一般論でやって何の議論ができるんですか。議論のしようがないじゃないですか。一般論だから、今後詰めますと。だから、この事業スケジュールというのは、非常に甘いと。この事業スケジュールについて、事業構想で出てますけれども、例えば、呉市の場合で言いますと、このみそというか、どこで短縮しているかということ、基本計画が上がるまでは、24年8月に上げてますから、市長がやると言うてから1年6か月掛かっているんです。その後、実施計画が3か月で上がっているんです。基本設計が上がった後、実施設計が上がってくるまで3か月。当町はそれで2年掛かっているんです。そこが一番大きな違いです。だから、当町も具体的に言うと、来年9月に基本計画、基本設計が上がる予定ですから、そこから引き続いてやれば十分に平成30年度末までには、設計が上がってくるんです。呉市は、だから、基本計画、基本設計をやった設計事務所が引き続いて同じ設計事務所が実施設計も担当している。それは、どういうふうな手法でやったか、随意契約でやったか、誰がやったか知れませんよ。呉市に聞けば分かるでしょうけれども。呉市と同じような手法でやれば、平成30年度中には十分設計は上がってくる。こういう例があるわけですから。なぜ、それを習って、それを研究して、それをやろうとしないのか不思議でならない。町長は、スケジュールは一般的だから今度詰めますと。

どういふふうに詰めるのか。そしたらお聞きしたい。今後、このスケジュールをどういふふうに詰めていくのか。答弁してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今後のスケジュールに関しての取り組みにつきましては、基本計画の中で、新たに整備する庁舎の仕様であるとか発注の方法についても検討を行うこととしております。今回、策定する基本計画の中で事業期間の短縮というのは、大きな要点だといふふうを考えておりますので、そちらも具体的に検討する中で、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）2点目の公共施設等適正管理推進事業債を活用した場合の交付税措置については、平成32年度までの対象事業分は起債対象とされていることからとなっておりますけれども、これ、庁舎建設のときに、私質問した答弁では、平成32年度末までに建物が完成していることが条件であり、完成後、起債したという条件があるとかいふような答弁、そういう趣旨の答弁だったと思います。この趣旨だと、そこまでに出来高でもできて、その分、出来高払いして、その財源として起債していれば、対象になると、こういう答弁だと思うんですけど、答弁の変更ですね、これは。確認です。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）前回の答弁において、言葉足らずで誤解を招いたところがあればお呼びして補足をさせていただきます。前回は、新庁舎整備工事費全てに対して、公共施設等の適正管理推進事業債を適用しようとするという前提条件の下、原則として平成32年度までの工事を完了する必要があると答弁をさせていただきました。補足をさせていただきますと、債務負担行為等を設定して、仮に32年度、33年度の2か年事業とした場合に、33年度部分は対象外ですが、32年度の部分に対しては、対象となるものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）その起債対象経費の範囲ですけれども、建築工事そのものは、当然対象だと思う。それ以外にも、例えば、設計費とかだとか、現在の県庁舎の解体費だとかいふのも、当然必要な経費なわけですが。それは、起債対象経費に含まれるのか。どこまでが、今回、やる、海田町の場合、対象になるのか。この起債対象経費の範囲について説明していただきたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）起債対象経費の範囲でございますが、まず基本的には工事費と設計については、実施設計部分が対象となります。合同庁舎部分の解体費についてどうなるのかというお尋ねでございますが、前提とはなりますが、県で解体する場合は、当然、町の対象とはなりません。仮に今の建物が町の財産となって、町として解体するのであれば、起債の対象とすることは可能でございます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）ただいまの答弁、少し説明をさせていただきますが、県海田庁舎の解体につきましては、公共施設等適正管理事業債の充当は可能ですが、ただ、交付税措置のない当該事業債が充当できるというものでございます。あと、前提条件として答弁をさせていただきますけれども、新庁舎整備に当たって、実施設計であるとか、建築工事が交付税措置の対象となる公共施設等適正管理事業債が充当できるものでございますけれども、これはイコール、海田町の庁舎整備に必ず充当できるという確定、確定ができていないというものではございませんので、その辺は申し添えておきます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）私が聞いているのは、海田町にとって有利な交付税措置される事業内容は何かということを知っているわけで、起債できるかどうかということを知っているのではないのです。ここで聞いているのは、さっきから、交付税措置される金額は、概算幾らかということを知っているわけですから、具体的な答弁はないけれども、どういう事業が交付税措置の対象になるのかということを知っているわけで、解体費用は交付税措置されないのだったら、これは答弁しても意味がない。私の答弁の趣旨が違うということで、その意味で、交付税措置されるものは、対象の工事は何なのか、もう一度答弁してください。

○財政課長（吉本）交付税措置の対象となる事業費については、実施設計費及び建築工事費でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということは、今このままいくと、建築工事に入るには33年度です。この工事のほとんど、例えば、30億、今、掛かって21億か何かは建築工事本体です。今のこの計画でいったら、33年、34年ですから、建築工事の21億は全く対象外。対象になるのは実施設計だけ。実施設計が仮に1億とするなら、まだこれから予算ですから分かりま

せんけれども、1億ならその22.5パーセント、2,200万ぐらいです。工事も全部入れば、建築工事費だけで、今、21億だとか見ているわけですから、それだけで、その22.5パーセントなら4億四、五千万ということになるわけでしょう。

そういったことがあるから、平成32年度まで建築工事を全部上げるような計画にするべきじゃないですかと。活用すると言うならですよ。そりゃあ、今言うように実施設計でも、一部活用したことになりますよね。2,000万か何ぼか、交付税措置される対象だから。そんな微々たるものじゃないですか。

だから、本気で平成32年度までに上げることを考えるべきではないですかということをお願いしている。本当に、そこにやる気があるのか、ないのか、そこのところが一番曖昧。できたら、その対象になるように頑張りますみたいなもんでやるんですか。ということです。そこの決意というか、どの程度まで本気出してやるのか、やらないのか。やる手段はあるんですよ。今、言ったように。実施設計なんかでも、そんな2年も取らなくても、呉市なんか3か月、4か月でやっているのに。なぜそういう手段をとってまでやろうとしないのか。そこが不思議でならない。再度、答弁してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎整備に当たりましては、現在、基本構想でお示ししているものは、あくまでも一般的なものでございます。基本計画の中で、具体的に検討することにより、事業期間の前倒しを図りながら、建築工事の一部であっても、32年度までに事業を見込むものであれば、そういった起債の活用の可能性も検討できるというところで、事業期間をしっかりと踏まえて基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今の企画部長の答弁では、一部でも活用できるようにということで、何で全体が、全部が21億なら21億が全部対象になるように前倒しで考えないのか。一部だけと言ったら、例えば、10パーセント工事が完了していたら、2億分の10パーセントで4,000万ぐらい交付税措置されるかもしれんけど、なぜそこまで考えてやらないのか。まあ、これ以上言っても、今後の基本計画、基本設計の中で明らかになるでしょう。また、そのときに質問しますけれども。

3点目、県海田庁舎解体工事がなぜこの時期になるのか。昨日の佐中議員の答弁の中で、県海田庁舎の取得について、県の方針というのは、海田町の庁舎移転に優先交渉権がありますよと。そして、海田町が決定すれば譲渡しますという昨日の答弁だったと思

うのですが、その県の決定、県が期待している決定というのは、具体的に何を指して海田町が決定と言っておられるのか答弁してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県に対しての申し込みにつきましては、海田町が県に対して譲受申請書というものを提出すること、これをもって県としては、海田町から正式な申し込みがあったというふうに判断するものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今の譲受申請書とか何とかいうものというのは、いつお出しになる予定ですか。今後、待っていても、事態の状況の変化というのは変わらないわけです。こちらの方から譲ってくれという、今の申請書を出さない限りは、事態は進まないわけですから、いつお出しになる予定か、答弁してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現時点では、基本構想の中で県海田庁舎跡地を候補地として位置付けておりますけれども、今後、基本計画の策定の中で、県海田庁舎の跡地を建設予定地として位置付け、町の方向性が決定して、譲受申請書の方は提出できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今まで、いろんなものを、こういう時期なんか問い合わせをしたら、これまでは基本構想の中で明らかにするとか答弁してきて、基本構想が上がったら今度は、いろんなものの基本計画、基本設計の中で明らかにしてとかいうような答弁するけど、そういうものを作るのは、町の意味で基本計画、基本設計を作るわけでしょう。時期について、これから広島県型プロポーザルで受注した設計事務所が勝手に決める話じゃないでしょう。海田町のいつやりたいという意味があって、それを放り込んで基本計画、基本設計にするわけでしょう。今のお話だと基本計画、基本設計ができてきたら明らかになるみたいな答弁というのはおかしいのではないですか。意思を持って、ちゃんとやっているのかどうなのか。

その辺の答弁というのは、全く、今、基本計画をしていく上で検討するということで、全く何も考えてない。いつやるかとか。今、このままいったら、基本構想で31年から、あれでいくと海田庁舎の解体予定は31年から32年度、その32年度の末ぎりぎりぐらいに解体工事が入っているのです。このあれでいったら、建築工事に入れられないではないで

すか、32年度末。いいですか。さっきの公共施設等適正管理推進事業債は32年度末までなのですよ。32年度末まで掛かって解体工事をやっていたら、建築工事、一部どころか全く入らないではないですか。だから、ここを早める努力をなささいという質問をしているのです。誰が考えても分かる理屈ではないですか。32年度末まで掛かって解体工事をやっていて、建築工事の一部、これ、おかしいではないですか。時期的に合わない。一部どころかゼロパーセントではないですか、建築工事は。この計画でいったら。矛盾していると思いませんか。

だから、県は海田町から申し込めばいつでも譲りますと言っているわけだから、その手続きを早くしたらどうですか。その担保が必要なら、平成30年度、来年度の当初予算に県海田庁舎跡地取得、これを予算計上したらどうですか、来年度予算に。それだったら、県だって安心しますよ。海田町がちゃんとその取得費を予算に計上したら。取得が担保されたと。そして、30年度その予算を計上して、直ちに、今の譲渡申し込みすると。そして、30年度の早い段階で取得して、10か月掛けてやれば、平成30年度末までには、海田町が解体すればできるじゃないですか。この問題もクリアできる。設計期間の問題と、海田庁舎跡地の取得の問題がクリアできたら、大きな問題がほとんどクリアできるじゃないですか。できることをやらないから、非常に甘い計画だと言っているのです。町長、どうですか。そこら辺のところ。そこに向かってやるという意味決定をして、やるように、職員に指示を出さないと動きませんよ、職員は。できるだけ楽をしたいのだから。ちんたら、ちんたらといったら、やりたいと思っている人ばかりなのだから。どうのですか、町長。そこに向かって、32年度までにやれと。できない理由はないでしょう。呉市の事例とか、今の県海田庁舎跡地の解体の状況だとしたら。町長の決意次第だと、私は思っています。どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）ただいま下岡議員の方から、ある程度具体的なスケジュールみたいなものの提案をいただきましたけれども、基本計画の策定の中で、そういった具体的なスケジュールを、その仕様等も検討しながら組み立ててまいります。新年度予算の策定までには、基本計画の策定の概略でありますとか、そういったものは見えてこようかと思っておりますので、そういった説明の中で移転先についても、皆様と議論をしながら、予定地として確定できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）地域密着型介護老人福祉施設についてですけれども、この事業者と請負建設業者の間では、そういう違約金規定はあったということなのですが、具体的に聞いていかどうかなんですけれども、例えば1億7,300万という補助金が、この事業者は入らないということで、これは、今後の事業経営に当たって大きなあれですよ。ちなみに、この建築工事の請負金額、建設工事、この補助金の対象になる費用、建築工事の事業費は幾らなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）この契約に関する総事業費でございますけれども、4億2,984万円でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）約4億3,000万、それに対して補助金が1億7,200万、約4割ですよ。4割の予定していたお金が入ってこなくなるわけですから、この事業が安定的にやっていけるかどうか、そりゃあ普通だったら心配しますよ。4割、お金が入ってこないのだから。負債に頼らなければいけない。自己資本ではないのだから。それで安定に何の問題もないなんてよく言えるなと思いますよ。

いいですか。この介護事業、こういう制度というのは、そういう補助金を前提にして事業者は計画しているわけですよ。それに基づいて投資をどれだけするか。そして、日頃の事業活動の中で介護を实际して、報酬はどれだけ入ってくるかと。これは事業ですから。慈善事業ではないのですから。事業として成り立つかどうかというベースでいったら、普通だったら非常に不安ですよ。4割入ってくるべきお金が入ってこないわけですから。

そういう意味では、このスケジュール遅れというのは、非常に大きな意味を持っているわけで、途中で工事遅れした時点で、3月までに完成する工程表の提出とその説明を受け、その工程表どおり進捗すれば完成するものと認識しておりました。工程表どおり進捗すればという前提が付いているでしょう。工程表どおり進捗しなかったら大変なことになると。現実にもう大変なことになっているわけなんですけれども。だから、その危機管理というか、リスク管理というか、それが非常に甘いのではないの。進捗すればという前提を置いているけれども、進捗しなかったらどうなるのかということです。危機管理というのは、うまくいかなかったときのことを想定してやるのが危機管理でしょう。全く危機管理意識がない。うまくいく前提でしか物事を進めていない。例えば、具体的

に言わせていただくと、これが今の今回みたいに、3月末までに竣工しなくて4月にずれ込んだ場合に、補助金の対象になっていないわけで、補助金を出さないということになったわけですが、この事業者はそういう事態になると。海田町の補助金規定でそうなっているから、そう認識したであろうという推定は成り立つかもしれないけれども、本当に、この事業者がそういう認識でいたかどうか。例えば、今年度、平成29年度にずれ込んでも補助金はあるというふうに認識していたかもしれないわけですよ。その辺は、出ないのだということを明確に、例えば、昨年12月時点で、1か月伸ばして3月末竣工が、もしずれたら補助金はありませんよということを、明確に昨年12月時点で言いましたか。答弁してください。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）補助金の交付に関しましては、まず、この事業を開始する前に、県、町、それから法人の間で、スケジュールについての打ち合わせを2回ほどやっております。そこで、要は、事業が始まる前に、まずこういうスケジュールでいって、こうでないと補助金はありませんというのは、その場で2回とも御説明をし、それから、実際に今度、事業が動き始めて以降の話なのですが、これは遅れて、いわゆる、工事の竣工が3月末までに整わなければ補助金はありませんというお話はさせていただいております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）事業主は少なくとも、今みたいな事態になったら補助金はないという認識は、もう事業を始めた当初からあったという今の答弁ですね。ということは、後は、町の立場としては、事業主とその請け負った工事業者の問題であるということよろしいのですね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）町といたしましては、3月末までに工事が終わることを法人とそれから、工程表をもらいながら、確認しながら事業を進めていたということで、問題というよりも、町として一生懸命支援をしてきたということではありますが、結果として補助金が交付できなかったという事態になったということでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今、一生懸命支援してきたという福祉保健部長の答弁ですが、そうであるならば、例えば、仮に、3月末に守れなかった場合には、何らかの救済策という

ものは検討する余地はなかったのか。例えば、この工事について、延期的な手続きをすれば、この補助金が、多少時期的には、ずれるかもしれないけれども、支給できるような方策というものを検討して、遅れた場合にはこういうものがありますよという手続きについて、事業者と共有してやるということも可能なわけですがけれども、全く遅れたらもう今回の処置に、補助金不交付という処置に至らなかったのかどうなのか。ほかに取るべき手段、救済策というものはなかったのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）法人との打ち合わせの中で、一貫して、3月末の完成というのを法人の方から御報告を受けておりました。そういう3月の完成ができるという見解を示されておりましたので、例えば、今の方策としては恐らく繰り越しのようなことを言われておるのだと思いますけれども、それについての説明というのはいしていません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）この補助金の通知というのは、たしか3月の終わりぐらい。3月30日か何かに補助金措置の通知か何かを出しているわけですが、その時点では遅れる可能性というのは相当高かったと思うのですよね。そうであるならば、今の延期か何かの申請処置だとかいうことを伝えて、その時点から間に合ったかどうかは別にして、やるということというのは、本来のサポートではないですか。この結果の大きさから見たら。

どうか分かりませんが、多分、法的には問題はないのだろうけども、そういった意味では、海田町の道義的というか、非常に不親切。場合によっては、善管注意義務違反ではないかと、私なんか思うぐらいですけども。そういう要素というのはいないのですか。もっと防ぎようがあったのではないかと思う。この結果の大きさ。これからどういう展開になるか分かりませんが、今、答弁にあるように、この事業が安定的に何の問題もなく運営されれば、それに越したことはないわけですが、そういう可能性というのものも、全く一般的に、さっきの答弁ではないけど、一般論としては、万一の事故というのはいり得る話ですから、そうなったときには、海田町も大きな影響を受けるわけでしょう。そういう視点からしたら、もっと丁寧に親切にやる必要があったのではないかと思うのですけれども。これはないということですから、次に空き家対策。

全体計画を立案するために、来年度、空き家等対策計画を取り組む予定にしておりますとなっているわけですが、来年度に、この空き家等対策計画を策定すると。来年度に策定する。今年度から、さっきの学識経験者を含め幅広い方から御意見、空き家等

対策協議会を設置して内容を協議する。この空き家等対策協議会というのを設置して取り組み始めるのは、いつの時点ですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）来年度でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）来年度からということで、ポイントは予防、除却、活用、この各段階に応じてやりますということですが、今、アンケートをやったわけですから、一つの状況というのは明らかになっているわけです。海田町としては、この予防、除却、活用というのは分かります。この中で、特にどこの取り組み、必要があるか。海田町の場合、課題はどこにあるかということというのは、ある程度、アンケートをやって上がってきているわけ。2月から3月に掛けて、アンケートをやってきているわけですから、あると思うのですが、そのアンケート結果を見て、課題とか、何かをどういうふう認識していて、ここで重点的に何をやりたいのか。予防、除却、活用。お尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）アンケート調査の結果で、概略的に今感じておりますのは、一つは4割ぐらいの方が、やはり何らかの形で対応策を考えていきたいが、一方で資金的な面もあるので、そちらの方を検討していく必要がある。大まかに言うと、こういうことでございます。何らかの対策はしたいとは思いますが、資金的なものが一つネックになって、それらが空き家の解消につながっていないといったところがございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）要は、所有者について、資金的なものが一番、この空き家対策を進める上でネックになっているということですから、一つの方向としては、それを促進するような誘導策というか、解体費用を助成するだとか、何だとかいう助成という一つの手法があるのだと思うのです。もう一つは、どういうふう活用していいかわからない、やりようが分からんというようなケースがあると思うのです。そこのところを親切に、どういう手法があるとか、あるいは、どういうふうやっていけば、実務面ですよ、私もちょっと提案していますが、工務店だとか司法書士だとか不動産屋さんを入れて、具体的に、彼らは実務のノウハウを持っているわけですから、アドバイスのものやあるいは実際に実務をやるようなものを実行面で考えていく必要があるのではないかと、思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）言われることはもっともでございます。この空き家対策は、うちの建設部だけで対応できるものではなくて、全庁的にやるものだと考えております。空き家の利活用、それと税の関係もございまして、防災の関係もございまして。そういったところで、全庁的に取り組む課題だと思っておりますので、それを来年度しっかり取り組んで、対策の方を考え、実施の方をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それぞれの市町の置かれた状況によって、この取り組み方というのは違ってくるのだと思うのです。例えば、中山間地域の過疎地なんかというのは、もう住む人がいなくて、町の方へ流出してしまっているわけですから、その中で空き家になってしまったら、あと入る人、実際問題ほとんどいないわけですから。ある程度、その危険な特定空き家と呼ばれるものは、無理してでも解体していかないといけないという方向だと思うのですよね。

ただ、幸いなことに海田町というのは、広島市のベッドタウンでございますから、宅地化して、少なくとも更地にすれば、解体費用、例えば、1軒壊すのに100万なら100万掛けても、土地の価値というのは、100万以上、ほとんどあるわけですから、所有者が解体に踏み切れば、後は、早く言えば、流通市場に回れば何とかなるだろうと。そこを押し上げるようなアドバイスなり実務面でやってあげればいい。また、使える空き家というのも、非常に海田町の場合が多いわけですから。中古で売買するか、賃貸に回すかする。今、空き家にしている人、私らも何軒も知っていますけれども、例えば、高度成長の時代に海田町に移ってきて、親がそこに建てて、子どもたちは独立してよそのところに家を持ったと。だけれども、ここへ帰ってくる予定はないという方もたくさんいらっしゃる。そういう空き家が多いんですよ。そういう人たちに対して、どういうアドバイスをしていくのかということになると、例えば、大都会なんかに出て行って、あんまり関心もないわけですから、そこ、関心を持たせて、こういう手法でやればいいのかというアドバイス、予防措置を講じる、この予防をやることで、相当に特定空き家になるということは防げるんだと思うのです。

今、国、政府なんかで空き家対策ということで、空き家等対策特別措置法、2年目に作って、今やっておられる。市町によっては、指導、助言、勧告、命令、最後は行政代執行で空き家をぶっ壊して、その費用を所有者に請求するというを実際にやってお

られる自治体もあるけれども、海田町はそこまでやらなくても、多分、恐らく今の土地の資産価値からしたら、所有者の方というのは、ちゃんとやっていただけるだろうと、中には難しいケースがあるかもしれないけど、大半のものは、そういうことが可能だと思うのです。だから、予防、活用ということを中心にやると。除却という最終段階で法的処置を講じるというのは、行政がそれを講じるということになると、個人の財産権の問題が出てきますから、そこまでやるというのは、あんまり今の海田町の状況では、私は好ましくないと思うのですけれども、その辺の認識というのはどうですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、議員からいろいろ御提案いただいたことも含めて、来年度、協議会の方を作って幅広い方から意見を伺いますので、そちらの方でしっかり考えていきたいと思えます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）その参考になるかということで、リバースモーゲージということで、こちらの福祉の関係もあるのですけれども、要は、親が築いた資産は親の時代で消費すると、子どもの代には家だ、土地だという形で残さないという考え方なのです。これは特に、土地の資産価値の高い東京だとか、大阪だとか大都市でしきりに自治体がPRしている。生活費、早く言えば、土地、家、建物を担保にしてお金を借りて相続が発生したときに、それを売却して返却に充てるという制度でございますから、生活に困ることもないし、生きているうちに、その資産のお金が手にできるということで、時々テレビなんかでもやっていますから、ぜひそちらの方も参考にして研究していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。核兵器禁止条約交渉の推進について。広島、長崎の原爆投下から72年、人類は歴史の大きな転換点を迎えております。今年3月27日から31日、ニューヨークの国連本部で核兵器全面廃絶につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議の第1会期が開かれました。人類史上、最も残虐で非人道的な兵器である核兵器の禁止に向けた話し合いは初めてです。交渉会議には、115か国を超える国々と220人を超える市民社会の代表が参加をし、核兵器禁止条約の内容など活発に議論をしました。また、6月15日から7月15日まで開かれる第2会期には、条約文案が審議をされ採択される予定です。結果は、秋の国連総会に報告され、発効の

手順が決められます。この会議に、核保有国やその同盟国、そして、被爆国日本の政府も参加をしませんでした。しかしながら、核保有国が入らないからといって条約に意味がないということはありません。核兵器は違法が国際ルールになれば、他の大量破壊兵器と同じように、廃絶へのプロセスが始まることになります。核兵器禁止条約の実現は、広島と長崎の被爆者の皆さんを初め、平和を願う多くの人々が粘り強く求めてきたことであります。

日本政府は、3月の第1会期の初日に出席したものの、会議には核兵器保有国の出席が一国もなく、我が国としての主張である核兵器、軍縮、不拡散における五つの原則満たすものではないことが明らかになったとして、その後、会議への不参加を表明いたしました。広島市長は、日本政府に対し、核兵器のない世界の実現を待ちわびながら、高齢化する被爆者の思いをしっかりと踏まえた上で、核兵器廃絶に向けた歩みを一歩でも二歩でも進める取り組みを行っていただきたいと考えています。唯一の戦争被爆国である日本政府に交渉会議への参加を求める声は被爆者の総意と言っても差し支えなく、ぜひとも勇気を持って次回交渉に参加をするようにと述べられております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。核兵器禁止条約の交渉に参加をしない日本政府の対応をどのように思われるでしょうか。二つ目に、第2会期への参加を、広島市長や近隣市町とともに要請をすべきだと思いますが見解をお尋ねいたします。

二つ目に、国保の県単位化についてお尋ねをいたします。2018年度から国保の都道府県単位化は、医療費の抑制を最大の狙いとする安倍政権の重要課題であり、都道府県に医療提供体制のコントロールに責任を持つようになります。保険料、保険税の平準化という名の下に保険料が高い市町村の水準になることが十分に予想され、法定外繰り入れについても廃止の方向が打ち出されております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。保険料、保険税は今までよりどのように変わるのでしょうか。2番目に、市町が法定外繰り入れをすることを、県はやめさせることができないのではないのでしょうか。3番目に保険料決定は町長の権限ではないのでしょうか。4番目に、滞納者の対応、これをどのようにするのでしょうか。5番目に、平成27年度の滞納処分状況が延べ差し押さえ30世帯、差し押さえ金額が754万円となっておりますが、5年前と比べてどのように変わっているのでしょうか。

三つ目に、中学校給食の実施について。自治体によって実施率とその内容にばらつきのある中学校給食。今、子どもの貧困が広がり背景に各地で実施へと動き出しており

ます。広島県は、実施率が生徒数比で全国ワースト5位という低水準になっております。新たに実施したところでは、昼食時間に生徒の笑い声が増えた。昼食の経済的な格差がなくなったことで、教室の雰囲気がかがらりと変わった。何よりも給食は重要な栄養源であり食育です。早急に実施をすべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

4番目に、総合公園の駐車料金について。総合公園は大変多くの方が利用され、運動や散策など健康づくりをされております。しかし、多くの方は自家用車で来られております。相乗りで来られている方、利用回数も多い方もたくさんおられます。利用者の皆さんは、町民だけでも駐車料金を無料にできないかと強い要望が多くあります。町民だけでも無料にする考えはないか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の3番目については教育委員会から、それ以外については、私から答弁いたします。

核兵器禁止条約交渉の推進についての質問でございますが、1点目及び2点目については、防衛安全保障については、国の専権事項であることから、国政の場において十分に議論され、国民に説明されるべき事項であると考えております。

続きまして、国民健康保険の県単位化についての質問でございますが、今回の制度改革は、将来にわたって持続可能となる国保制度の構築のため、県を一つの単位として、国保運営に必要な財源を確保し、県全体で収支の均衡を図ることにより安定的な財政運営を目指すものでございます。1点目の保険税については、国は財政基盤の強化のために公費を充当することとしていますが、その算定に当たり、追加公費の配分等といった不確定な要素もあることから、保険税が今までとどう変わるかについては、現状では明確になっておりません。2点目については、県には市町に法定外繰り入れをやめさせるという強制力はございませんが、国が定めた国保運営方針策定要領では、決算、補填等を目的とする法定外の一般会計繰り入れは、削減すべき対象とされているものでございます。保険税率は県から示された標準保険税率を参考にして市町が決定するものとされております。4点目については、保険税に関する債権管理は、各市町で行うものであるため、従来どおり町で対応を行います。5点目の平成27年度の滞納処分状況については、5年前と比べて、延べ差し押さえ世帯数64件、差し押さえ債権額5,564万円の減少となっております。この減少の要因は、5年前の平成22年度に徴収強化策の一環として、新

規の給与差し押さえ等を集中的に行ったためでございます。

続きまして、総合公園の駐車料金についての質問でございますが、総合公園の駐車場は、平成27年9月策定の海田町行政改革大綱実施計画に基づき、受益者負担の適正化、自主財源の確保に努めるため、平成18年9月から有料化したものでございます。総合公園の駐車場利用者には、駐車場の適正な維持管理のため、駐車料金を納めていただきたいと思いますと考えております。

それでは、3点目の質問について、教育委員会から答弁いたします。

お詫びして訂正したいと思います。先ほど、27と言いましたが、17年の間違いでございます。失礼いたしました。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）岡田議員の質問に答弁いたします。中学校給食の実施についての質問でございますが、2月議会でも答弁いたしましたとおり、他市町の状況等についても十分調査を行い、導入、維持に係るコストも含め慎重に検討する必要があると考えております。

現在、県内全ての市町に対して、質問用紙を送り、中学校給食の実施に係る効果と課題、コスト面等について回答を依頼しているところでございます。それらを基に、具体的に市町を選んで訪問し詳細の聞き取りを行い、こうした調査を踏まえ検討を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）再質問させていただきます。核兵器の禁止の条約交渉に参加をしてくださいということについての町長の見解を尋ねたのですが、国の専権事項ということで、相変わらずそういうふうに言われるのですけれども、でもやっぱり、それは国の専権事項かもしれんけど、交渉に参加を日本はしないと断言しておるのですから、それに対して、禁止をするために交渉に参加をせえということぐらいは言うても、それは別に問題はないのではないかと思うのですが、その辺のところ、見解をもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）会議等への参加でございますが、そちらにつきましても、やはり国防、安全保障を考えられてのことだろうと思います。それにつきましては、国の方で議論されるべきことと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）広島市もそうなんだけれども、近隣の町として、被爆者の方もおられると。この核兵器をなくすというのは願いですからね。それに、今、こういうふうな交渉をやりよるときに参加をせんわけです。それに対して、しないということが、それは国の方針か、国のあれかもしれんけど、交渉に参加をせえということぐらいは言えると思うのですよね。このことについて反対をする人はおらんわけなんですよ。

この前、いつだったんですかね。月曜日に、この同じような趣旨を安芸郡の府中、坂、熊野と、被爆者の代表の方と一緒にお願いをしたんです。交渉に参加するようにしてくれと。そのときに、今のような、この国の専権事項だから、それは国で決めてくれと、わしは知らんよというふうな自治体の、町長さんは、ちょっと出られなかったのですけれども、総務課の方とのお話では、そういうふうなことを言われた方はおられないのですよね。ほかの市町は、ほかの市でどういうふうにしよってんですかというのは、大変気にされよってんですけれども、やはり町として何らかのアピール方法というのはあるんだけど、それをどういうふうにあピールをしていくのかなというふうなのを模索しよるのだというふうなことも、そういうふうな回答だったのですよね。だから、やっぱり、今のような町長の答弁というのか、やっぱりもう少し前向きに、そういうふうな答弁というのか。どう考えても、これは悪いことではないわけですからね。それを国の専権事項でどうのこうのというより、交渉に参加をしてくださいという要請ですからね。それを声を上げてくださいということですから、それぐらいはできるのではないかと思うのですけれどもね。それもできないということですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）海田町も非核宣言自治体としての活動というのもやっております。その中で、要請があれば、そういったものを取り入れていきたいとは考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それは、去年の秋ぐらいまでは、そういう答弁でよかったのかもしれないけどもね。去年の秋に国連の部会で、これ、禁止条約も実際に交渉のテーブルに乗せるのだよと言うたというふうになってから、今度は状況が変わったわけなんですよ。今、もう日本が参加しようとしまいと、もう多分、これは禁止条約は成立をして、あと日本が批准するかどうかというふうな、段階にはなってくるのだけれども、そのときに、日本の政府がしないと。ましては被爆の県としての、広島市はそういうふうな交渉に参加を

してくれというような要請をしておると。周りの市町がそういうふうな交渉に参加をしてくださというふうな要請もしないというふうなのは、どう見ても被爆者の方にとっても、やっぱり承服されんと思うのですよね。一体、どうなつとるのやというふうに思われるんですけどもね。何かネックがあるのでしょうかね。そういうふうな要請すらできないということについて。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）特に、そこに問題があつてしないということではございませんが、やはり、これは国防、安全保障に関わることでございますので、答弁の繰り返しになりますが、国の方で議論していただければと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）国防とか何とか言うても、今、核兵器をなくしていくのだというのが、世界のずっと流れなのですよね。圧倒的な多数の国がもう核兵器を持つのをやめようと言うとるわけなんですよね。それなのに、何か日本だけがそこにしがみついとるわけなんですよね。それに対して、やはり被爆国の自治体として、やっぱりそういうふうな核兵器をなくしていくのだという声を上げていく、それを今、会議を開いておるわけですから、今度開かれるわけですから、それに対して、参加をしてくださというふうな要請というのか、お願いをしても、そりゃあ、するべきで、しなかったら、何か立場が悪くなるわけなんですよね。その辺のところは、お分かりだと思ふのですけれどもね。だから、やっぱり、この海田町だけだったら難しいようでしたら、安芸郡のほかの町と一緒になつてというふうなことは、やろうと思つたらできるわけなんですけれどもね。その辺のところもできないでしょうかね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）答弁の繰り返しになりますが、非核宣言自治体としての取り組みということであれば、推進をしていきたいと。そちらの方で推進していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは、そちらの方で、どんどん推進というか、声を上げてもらうようお願いいたします。

それと、あと、次の国保の県単位化なんですけれども。県単位化になつてどうなるのか。まだ、ちょっと分からないところがあると思ふのですけれども、言えることは、多

分、保険料は広島県の試算でもかなり上がる、海田も上がるというふうな資料もあるんですけども、それについて、今、この後のあれにも係るのですけれども、例えば、今でも十七、八パーセントぐらいの方かな。滞納をされておるのですけど、それがぐっと上がってきたら、ますますそういうふうなのが増えてくると。そういうふうな方の対策というのか、そういうふうなの何か考えておられるのでしょうかね。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（近森） 今後、出てくるであろう滞納者の対策につきましては、今のところは不明なんですけど、現在のところ、現年徴収率は上がる傾向にございます。滞納繰越額については、平成22年度から27年度に関しましても減ってきている傾向がありますので、今回、国保税が県単位化になるに当たりまして、それに応ずるような対策も今後考えていきたいとは考えております。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） 県の資料だったら、平均だと思うのですけども、30パーセントぐらい保険料が上がるのではないかというふうな資料が出ておるのですけども、30パーセントといたらかなりの金額、今でも高い、高いと皆言っているのですから、かなりの金額になるのですけれども、今度、海田町は一生懸命頑張っ、一般会計から繰入れされておるし、いわゆる資格証明の方も27年は1人かな。結構努力されておると思うのですよ。これが、そういうふうになってきたら、ぐっと増えてくるといふふうになって、中々病院に行きづらいというのか、医療にかかれないうふうな状態が出てくるといふのですよ。

県の方針として、医療抑制をするというふうなのがありますから、当然、そうなるのでしようけれども、そのときにやはり何らかの措置というのか、そういうふうなものをしないと大変なことになるというのか。今でも、全国平均と同じぐらいの滞納率だと思うのですけど、広島県としても同じような率で海田町もあると思うのですけれども、それが海田町は今1億1,000万ぐらい入れておられると思うのですけど、そういうのがなくなって、そして、今の県単位になって上がる、そして、それもなくなるといふたら、かなりの負担になってくるといふのですけども、そういうふうな対策というのか。この決めるのは、やっぱり町長が保険料を決めるわけなのですけども、その辺のところはどういうふうな、何か考えておられるのでしょうかね。6年猶予があつて、どうのこうのと言われるのだけれども、その6年の猶予とか何とか言うても、それはすぐ来ま

すからね。そういうふうなこと、先送り、先送りじゃなくして、何か対策というのかを取られる予定なのでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、岡田議員の質問の中で、30パーセント近く国保一元化になって上がるのではなかろうかという話があったのですが、これ、まだ試算の段階で、そういったことは、まだ明確になっていないということで、町長答弁をさせていただいたのですが、まだ国からの追加公費等も入るということで、明確に幾ら上がるということになっていないということが前提でお話をさせていただければと思いますが、収納対策、こちらの方につきましても、これまで年々、現年も頑張って収納してきているところです。これにつきましても、引き続き、収納対策の強化を図って、これまでどおり滞納のないように努めてまいりたいと考えております。国保一元化になったから、滞納が増えるということは、一概にまだ言えない状況なので、引き続き、そこは国等の動き、県の動き等を注視してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）収納対策、頑張っておられるということなのですが、頑張っておられるのでしょけれども、県の収納や何かを見て、収納率ですよ。収納率がそんなにほかの市町と比べて、海田町が、収納率がものすごく高いというふうにはなっていないように思うのですけれどもね。ちょっと、この資料が27年ぐらいの資料ですかね。収納率が94パーセントぐらいで。府中町が93パーセントで、熊野、坂94パーセントぐらい。そんなに変わってなくて、海田町、頑張っておられるでしょうけれども、海田町が特別に収納率が高いというふうな格好、広島市やなんかは大きいですから収納率は低いのですけれども、市町と比べて、海田町それだけ収納率が高いというふうには思えんのですけど、保険料は、今度収納率とか何か加味していろいろと保険決められるのでしょけれども、30パーセントが確定ではないですよ。そりゃあ、確定ではないのかもしれないけど、やっぱり3パーセントとか4パーセントというふうな引き上げ率ではないわけなのですよね。やっぱりそれ相応の、それに近いようなもの、20パーセントになるか、そこらになるかも分からんけど、どっちにしても、ぐっと上がるわけなんですよね。下がる自治体そのものは、そんなに広島県で多くはないわけなんですけれども、そのときに、やっぱり今の滞納者がどんどん増えていくんじゃないか。当然、そういう気がするんですよ。

そのときで、今の医療費の問題と、医療費はどんどん増えていくんだけど、広島県

でね。海田町でもそうなんだけど、医療費は増えていくんだけど、被保険者の方はだんだん減ってくると。だから、1人当たりの医療費が毎年、毎年増えて膨らんでくるといふような状況の中で、全国的にそうなるから、こういうふうな県単位化とか広域化とかいふような動きになって、いろいろなほかの県でも、じゃ、どうするんかというて、いろいろ対策をしてしょうられるわけなんですけども、そのときにやっぱり、今でも高い保険料、保険料を払うんだけど、病院へ行っても3割ぐらい払わにゃいけんというふうな状況の中でまた上がると。そうやってきたら、本当に医療の抑制をせざるを得なくなってくるというふうな状況になってくるのは、それは分かるわけなんですよね。だから、そのときに、やっぱり何か対策というんか、そういうふうなものを取らんと、本当に病院にも行けず、何か出なくなるというふうな状況が出てくる可能性もあるんだけど、その辺のところは、どういうふうな対策というんか、県単位化に対しても、やっぱり町として言うべきことは言わないけん、ほかの自治体もやっ取るんですけども、言わないけんだけでも、その辺のところはどうなるんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）議員さんがおっしゃってくださいましたように、今回の制度改正につきましては、小規模な国保など医療費がどんどん負担が増えるということで、県全体でこの負担を担うということで安定的な運営をするということで考えております。現段階で、県の方から試算というのも出ておりますが、まだ不確定な要素を一杯はらんでいることです。この制度改正につきましては、国の方も公費負担を表明しております、今回の試算はそれが入っていない試算となっております。そういうことから、今、県の方で、医療のこの計画の素案というのも出しておりますので、そういうものを加味しながら、今後検討していきたいというふうに思っています。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）公費負担が入ってないと。でも、入ってなくても、どういうんですかね、今の町が繰り入れとる部分ですよ、法定外。あれはしないんですか。それじゃ、海田町としては。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）繰り入れをする、しないということは、まだ保険料の具体的なものが確定してない中で、現段階で表明できることではございません。今後、皆様にも詳しいことが県の方から出ましたら、また、御説明をさせていただく予定でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）県の方針として、繰り入れは余り認めないというふうな格好の方針が、今出とると思うんですけれども、これが、例えば、やっぱり今までどおりでええよというふうなことにしようと思ったら、かなりの自治体として、ほかの自治体も一緒になってかなり運動というか、そういうふうな要請をしていかなかったら、今のこの県の方針というんか、それは中々覆ることはないと思うんですよね。そうしたら、やはり保険税というか、保険料というんか、そういうふうなものも上がってくると。今の例の、例えば、税とか料とかいうふうなもの、まだごっちゃになつとるような格好で、今度、資産割がなくなるような格好になってくると思うんですけれど、資産割がなくなるというのは決まつとるみたいなんだけども、そうやってきたら、広島は緩和措置で6年ぐらいは激変緩和でどうのこうのというふうなのがあるそうなんだけども、それがなくなったときは、ほいじゃ、どうなっていくんかと。本当に上がったら、そのときに、例えば、今、1割、2割、3割ぐらいの人、それぞれおるんだけども、その時点のときだったら、3割の人がかなり窓口負担が増えてくるんじゃないかというふうに思うんだけども、そういうふうになったときに、今の、何回も言うんだけども、払えない人がぐっと出てきて、いわゆる差し押さえいうんか、そういうふうなものも増えてくるいうんか、いうふうに思うんだけども、その辺のところ、全く分からないんか、何か対策を取らにゃいけないいうふうに思うておられんか、どちらなんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今から、この制度改革によって保険料が高くなったり、医療費が高くなったりということで、払えない人が増えるのではないかという御心配なんですけど、あくまでも保険料につきましては、負担能力に応じた負担を皆様にお願ひするというもので、現在行っております低所得の方に対する減免措置も、もちろん残っていきますし、今後、町といたしましても、この制度に乗って、皆様にも御説明して、そして、しっかり御理解をいただく努力をしながら、この制度改革を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この県のこうふうな資料ですね。これは、御存知だと思うんですけれどもね。確かに身近な地域で質の高い医療サービスが受けられる。効率的な医療提供の体制の実現をするとともに、県民である被保険者が負担能力に応じて保険料を負担すると。

市町村の垣根を越えた、より大きな器の中で運営される。公正的な、公平な医療保険制度を目指すというようにいいことが書いてあるように見えるんだけど、でも、結果的にこれは医療費全体が掛かるから、皆さん、もう少し払ってくださいと。そうしないと、高い医療サービスは受けられませんよと。県はそういうふうにしますということだと思うんですよ。

今の国保に加入をされとる方は、そんなに所得の高い人とかいうふうな格好じゃないわけなんですよ。だから、保険税が高くなったら当然、今でも高い。高いから町は一般会計からの繰り入れをして、保険料を安くしとると。その部分がなくなると、国はその代わりに、何ぼか補助しますよというふうなことを言っとるんだけど、それも年数に限りがあって、ずっとというふうなことには中々ならないわけだから、そういうふうになったら、本当に医療が受けれる人が受けられなくなるというふうなのは、もう目に見てくるわけなんですよ。だから、いわゆる差し押さえとか、そういうふうなものもしてくると。ほかの自治体もそういうふうにしてやとるわけなんだけど、だから、今の資格証明とか、ああいうふうなものはものすごく少ないんだけど、今の状況でも資格証明の人を増やさんように頑張っておられるんだけど、それも中々できんようになってくるというふうに見えるんです。どうしても、制度上そうならざるを得んと思うんだけど、それで本当にやっぱり住民の皆さんの健康とか暮らし、命、これを守っていくことができるかというふうになってきたら、私はちょっと、今でもたまにぼつり、ぼつりと孤独死とかいうふうなのが、年に何人かあるんだけど、そういうふうなのがぐっと増えてくるような気がするんですけれどもね。その辺を、やっぱり加味をして、何らかの対策というんか、県についても、何らかのことをしていかないと、本当に大変なことになってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところ、どういうふうにかな。県がするから仕方がないというふうな、平準化とか何かいうふうなことを言うんだけど、高いところで平準化にしとるわけですからね。その辺のところは、海田町の現状としてどのように考えておられるんですかね。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）保険税の水準が高いところに引き上げられるのではないかとということなんですが、これは、県は広島県全体の医療費などの必要額を算定し、そこから各市町被保険者の負担能力等に応じて、標準保険料率が算定されるものであり、一律に保険税の水準の高いところに合わせられるというものではありません。

また、国がこの制度改革に当たって財政支援の拡充を行うというものは、将来にわたって行われるものであります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そう言われても、でも、保険税が、海田は23市町のうちの十五、六番、低い方なんですよね。そうなったら、県に合わせると言うたら、どうしても上がってくるわけなんです。平均より低いですから、どうしても上がってくるわけなんですよね。ましてや、今、法定外繰り入れを入れてこんな状態だから、それをなくしたら、もう当然上がってくるわけなんですよね。そうしたら、今、資格証明なんかは1人なんだけども、それは当然増えてくるような気がするんですよね。滞納者もそれでどこの自治体もそうなんだけども増えてくると。ますます払えなくなって、病院にも中々行けなくなるという人が出てくる。県単位化というのはそういうふうなもんだと思うんですよね。だから、国が思い切ってそこに、国保会計にどっとお金を思い切って入れたら、1984年か、それぐらいの水準に戻したら随分変わってくるんだけど、中々ベッドはどんどん削減をする。医療費も削減をするというふうな状況の中で、今のようないことが行われるわけですから、本当に命を守ること、そのこと自体も自治体もできなくなってくる。そのところを私は心配をするんですよね。

だから、今でもさっき言った年に何人かが孤独死というふうな状況が、どんどん進んでいくんじゃないかと思うんですよね。だから、やはり何か町として、県がそういうふうにするんだから、それは仕方がない、県の方針どおりというふうなんじゃなくて、やっぱり県に対して、もっと、実情はこうなんだというふうなことを言うていかにやいけんのじゃと思うんですよね。全国の自治体でもそういうようなことをして、県単位化というのか、それに待ったを掛けるというふうなところもありますからね。やっぱりそういうふうにしていかないと、中々今のこういうふうな中で、命を守るといふか、病院へ行くこと自体も中々行きにくくなるような状況になっていくんじゃないかということをお心配するわけなんですよ。

県単位化というのは、当然、そういうふうになってくるわけなんですけどもね。だから、もう少し、そういうふうな県に対しても、県の言うことだけじゃなくて、こちらの言うことも、こっちの主張もするというふうなことはできないのでしょうか。してほしいんですけどもね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木） 県と23市町は定期的に連携会議というものを開いて、この県単位化について協議してまいりました。議員さん、おっしゃいますように、海田町としても、暮らしを守っていくとか、それから、命を守るというのは、本当に行政としては大事なことだと思っております。そのためにも、介護予防とか、それから健康づくりに力を入れて、また個別のいろんな対応もしております。

そういう中で、今、課長が申しましたように、国からの財政支援もあり、それからまた、いろんな試算も保険料の具体のものが出てきますので、そういうものをいろいろ加味して、検討して今後の方針は決定していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） それだったら、やっぱり町のいろいろな施策として、やはりそういうふうな高齢者の方が亡くなって、後から気付くというふうなことの少ないような施策を、これはぜひとも取ってもらいたいと思います。

それと中学校給食なんですけども、昨日も、それから2月議会も、やることに対して、聞いて、中々前向きでないような気がするんですけど。それと、やっぱり一番のネックは財政のことだと思うんですけども、例えば、どこの市町もそうなんだけど、今、どんどんそういうような中学校給食、完全給食やっていこうというふうなことが進んでるんですけども、もし、例えば、財政的なネック、ネックと言われるんですけども、ずっと財政的なネックと言われよったら、いつまでたってもできんわけなんですよ。だから、やっぱり、例えば、今は庁舎建設とか、あるいは駅前とか、区画整備事業とか、公民館とかいうふうなので、お金がそちらの方に結構行くと思うんですけども、例えば、それが終わった段階とかね。そういうふうな段階というんか。そういうふうになったら、やっぱりそういうふうなことも実施をするというふうな方向でやるべきじゃないかと思うんです。やっぱり、私、思うに、一番は財政的なのがネックになつとるんじゃないかと思うんですけどもね。

いろんな、先ほど、ほかのところのアンケートを取るとか言われるんですけども、実際に実施しておるところでは、多分、そんな否定的な意見は出てこんと思うんですよ。だから、やっぱり財政的にどういうふうなのをしていくんかというふうになったら、やっぱり町長の判断いうか、英断というんか、それがやっぱり一番じゃないかと思うんですけども、その辺のところ、町長はやっぱり判断というんか、思い切った英断いうか、そういうのが、こういうことをする場合、必要じゃないかと思うんですけどもね。

極端に言うたら、子どもたちへ先行投資というか、そういうふうな意味合いもあると思うんですよ。今、貧困率がものすごく高いと。貧困率ですから、絶対的貧困率じゃないですから、ものすごく目に見えて分かるというふうな状況じゃないわけなんですよね。でも、ほかの国と比べたら高いと。特にひとり親家庭なんかだったら、もう半分ぐらいがそういうふうな状況になつるとというふうな状況の下で、やっぱりこういうふうな問題というんか、もう取り入れていって、どんどん子どもたちを豊かに、親の収入というんか、そういうふうなのに関係なく育てられると。そういうふうな町を作っていないけんと思うんですけれども、町長の決断一つなんですよね。その辺をどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、学校給食の話でございますが、昨日もこのような質問はございました。完全給食においては、各市町もいろいろ苦慮しながら、いろんな方策を取りながら給食を実施している状況でございます。

その中で、教育長の方から、先ほど答弁がございましたように、関連市町の動向も踏まえながら、どのような方法論があるかというのを、今、研究段階でございますので、それらの成果を受けながら、今後はその給食に関する問題を解決していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）ということは、実施方向というふうな受け取り方でよろしいんでしょうか。それとも、やっぱりいろいろやったけど駄目だったというようなことはないんでしょうけど、そういうふうな方向で、そういうふうなことを調査とかをやられておるんでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）給食に関しては実施してないということではございません。実施している。その具体的な方法論を、どのような形で給食を今後検討していくかという関係の中に、各市町の動きをしっかりと調査しながら、これも先ほど議員御指摘のように、財政面等もあるという御指摘もございますので、我々もその財政を抱える上では、きちっとそのバランスを取りながら、この給食問題に関していろいろと考えていかないといけないというふうに思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今の給食は実施しとるんだと。中学校給食ですね。いうふうな答弁だったんですけど、普通に我々が言う場合は、完全給食のことを言うんですよね。ほかの自治体もそうなんだけど、一部のミルクとか何とかいうふうなんじゃなくて、完全給食をどうか実施してくださいということですからね。ほかの自治体もそういうふうな考え方なんだけどね。

それで、そういうふうな完全給食を実施するに当たって、やはり、今、教育委員会の方もそうなんだけど、やっぱり財政的なものが、私はネックになつとるんじゃないかというふうな、今までの答弁ですよね。聞いてって、そういうふうな思うんだけど、財政的なものがネックだったら、やっぱり全体的な町行政を預かる町長のこの判断みたいなのが、どうしても必要になってくるんだけど、その辺の町長の判断というか、そういうふうな判断、もう実施をするんだというふうな判断をしてくださいというふうな思うんですけど。進んだところでは、もう給食費を無料にしようかというふうな状況のところも結構あるんですよね。府中町なんかだったら、もう30年か40年ぐらい前から中学校の給食を実施しとるというふうな状況のある中で、近隣のまちも二、三年前からしとるというふうな状況がずっとある中で、やはり海田町でも、この部分では遅れたかもしれんけども、早急に方針を立ててやってもらいたいというふうな思いがあるんですけど、ちょっとその辺のところをもう一度お願いをします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）繰り返しの答弁になりますが、教育部局の方で、いろいろとそういった面の調査をしておるとい状況の中に、その部局の方から上がってきた内容を含めながら、町としては、全ての総合的な判断に基づいて、それを決定していきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）総合的な判断を期待しております。

それと、総合公園の駐車料金なんですけれども、中々無料には、難しいということなんですけれども、この駐車料金の内訳ですよね。例えば、町外の人とか町内の人とか、そういうふうなのは分かるんですかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）そこまでの分けはしてございません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）本当に、あそこを利用される方、特に平日は高齢者言うたら怒られるかもしれないけども、グラウンドゴルフとかいろんなことで利用されておるといふうなことで、例えば、月1回ぐらいだったらそうでもないけれども、週に1回、2回というふうになったら、この駐車料金そのものも結構負担になるんだと言われるんですね。これが、もう少し無料になったらまだまだ行けるとかいうふうな声が結構あるわけなんですよ。せっかくいい設備をされとるしというふうなので、町外の人には負担をしてもらうというのは、それは仕方ないかなと思うんだけど、やっぱり町内にああいうふうないい設備があって、町内の人だけでもやはり無料にするというのは、実際、できないことはないと思うんですよね。事務的というか、技術的というんか。そういうふうなので、やっぱり無料にするというふうなことを考えてもらうということはできないのでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在のところ、平成17年度に策定した行革の方針に従って運用をしたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）何回も言うんだけど、利用者の人は、あそこが無料になったら本当に助かると。助かるから無料にしてくださいというふうな声が結構あるわけなんです。これについて、町長はどういうふうな思いでおられますでしょうかね。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）町行政を運営するに当たりまして、先ほど申し上げましたように、海田町の行政改革大綱実施計画に基づいて、この計画を進めている現状でございますので、それを踏まえながら運営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）利用される方、もちろん健康づくりがあるわけなんです。健康づくりで利用すると。そういうふうな健康づくりをして、先ほどのことになるんだけど、病気をしない、病院へ行かないと。そういうふうな思いで皆さん方、あそこを利用して、グラウンドゴルフとか散策とか、いろんなことをされるわけなんですけども、やっぱりそういうふうな人の思いというんか、そういうふうな思いを思われたら、やっぱり最低でも町民の方、例えば、半額とか、そういうふうなことをしても、やっぱり利用される方、そして、皆、すごくいい設備だというふうに思われとるんですけども、料金でもそ

ういうふうにしたら、やはりますます喜ばれるというか、そして、健康づくりにも役立つというふうに思うんですけども。あそこ、元気な人は歩いて上がったり、帰りは循環バスで帰るといふうな方もおられるんですけども、やっぱり車で相乗りをして何人か行かれるというふうなものもあって、相乗りをする場合でも200円の料金だけど、中々払うとか、いろいろと難しいと思うんですよね。やっぱりそういうふうなものも含めて、ある程度、町で行政改革と言われて、極端な変な言い方をしたら、取れるところからは取るんだというふうなんじゃなくて、やはり住民の人がそういうふうな、利用されて喜んでおられる、全部無料にするわけじゃないですからね。そういうふうなところを、例えば、何歳以上は無料にするとかいうふうなことも、いろいろ考えてやるべきじゃないかと思うんですけども。ただ、行政改革でくれちゃったから、一律料金いただきますじゃなくて、いろんな工夫というふうなものが、もう少しできないのかな。その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）議員御指摘の健康づくりも含めて、健康寿命を上げるという目標も本町としては掲げてきておりますし、そういったところには、いろんな意味で考慮しながら、いろんな施策等を打ってまいっている現状でございます。

その施策等に実際の具現化するときにおきまして、その料金が支障になるというような問題等がもしあってならば、その時点で考慮しなくていけない。ファクターとして考えられるかも分かりません。それはあくまでも、利用促進に当たっての効果をしっかりと見ていきたい。それが一番大事なことだというふうに思っております。だから、目標を達成するために、いろんな方策を今練ってきておりますが、この料金においては、今、その全体の体系の中で計画を設置しておりますので、その計画に基づいて進めていながら、先ほどの答弁、繰り返しになりますが、今後のことに関しては維持管理等も含めながら、そういったところの中でいろんな意味の精査をしながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）料金を払うときに、そこに、受付というんか、あそこで払って、どういふんですか、あれを買うとき、例えば、ちよろっとした紙の横の方に、町外の人ですかとか、何歳ですかというふうなことが書いてもらえることができる人は書いてもらうように、記入してもらうとか。そういうふうなことをもうちょっとして、どれぐらいの利

用率があつてというふうなのをしてもいいような気がするんですけど、そういうふうなことをするというふうなことはできないのでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）指定管理者と協議をしなければなりません、ちょっとこの場では、よう即答しないので、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）指定管理者と検討して、利用率というんか、そういうのを細かく、少しは分かると思うんですけど、その辺のところをお願いして質問を終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は11時10分。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけ質問いたします。

スポーツ選手育成のグラウンド整備について。総合公園にグラウンドを設置することについて、県工業用水の工事を行っている場所を検討しており、時間が掛かるとのことであったが、工事計画に応じて、グラウンド整備計画を立てることは可能か、併せて、工事費62億円の費用が掛かるとの説明があったが、総合公園のように長期計画として練習場整備から始めて、陸上競技場の費用を分散して仕上げる方法もあると思うが、どのようなものか問うものでございます。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）崎本議員の質問に答弁いたします。スポーツ選手育成のグラウンド整備についての質問でございますが、1点目については、今回の広島県の工事では、水道施設の工事だけではなく、トンネル掘削に伴う発生残土を利用して、町の要望を受けた新しい多目的グラウンドの整備も併せて実施する予定と聞いています。新しい多目的グラウンドの整備に当たっては、比較的規模の大きい残土造成や施工区域内を土砂運搬のダンプ、トラックが多く通行することから、工事区間に隣接する暫定的なグラウンドの整備

をすることは、利用者の安全確保の観点から難しいものと考えています。そのために、新しい多目的グラウンドが完成するまでの間は、総合公園の既存施設を利用させていただきたいと思います。

2点目については、これまでも御説明しておりますとおり、現在の海田総合公園区域内に配置できないことや多額の事業費が必要となることなどから、難しいと考えています。

失礼いたしました。比較的規模の大きい残土と申し上げましたが、盛り土に訂正させていただきます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） ちょっと苦言を申すんじゃないがのう。あんたら、1回、1回、答弁が違うんぞ。この前は20億円掛かると。20億円も金が掛かるんなら、やる方法があろうかと。段階的に。検討しますと言うた。今日は、これは県が水道工事をやって残土が出るから、それができたら県が、そりゃあ、私が最初から県に要望したことじゃないか。部長。どうかの。県の工事やから、海田町で県の工事で、呉や島しょ部の人々が迷惑掛かるから、海田町は協力してトンネル掘ることを協力しますよ。その代わりに、何か海田町に残してくださいと。そういうことは言うちよる。それから、工事が掛かるから。工事が掛かる、あれが済む間に、海田町的美観の問題、アスリートの育成のために、県が使わんとこを平らにして、ちょっとでも国際学院が、中学の生徒が上がってきて、休めるようなところを造ったらどうかということで、最初、言うてるんよ。あんたらの、この答弁は何よ、これは。全然回答が違うじゃないか。暫時休憩して、この前の答弁出してみようか。違ುದらう、町長。これ、全然。方向性が違うじゃないですか。よく考えてみなさい。建設産業委員会でも小規模なグラウンドがどこにあるか。三重県の方まで、今度見に行くので。海田町には、どの程度の、あそこにできるか。可能かどうかというのを見に行くんよ。そういうことをあなた方はへっちゃらで、業者に残土を捨てさせて、下水工事もう済んだ。そろそろ整地してよ。だって、あそこ整地して垣したらよ、何でも利用できるでしょうが。100年に1回あるか知らん。2メートル何ぼの穴を掘って、県の用水、どういうふうなやり方やるか。県に上からフェンス張ってもろうて、上から見て、こういう方法でトンネル掘って、県工業用水が来ますよという、今、そういう説明でも受けられる場所ができるじゃないか。小学、中学の生徒が体験できるようなことも体験できるじゃないか。残土を積んどって、あんなのばらんばらんやったって、何にも

体験できんでしょうが、貴重な体験が。そこらまで考えてやりよるんかいの、この答弁を。

将来的なことを考えてやりなさいや。スポーツ選手育成のためにちょっとでもやったらええじゃないか。あんたら、ほんま、ぼやんとしているか、どうかしらんのじゃが。中学校の先生が替わっただけで、サッカー選手でも希望者が増えて、去年までサッカー選手がおらんかったんで。グラウンド走ったもんおらへんわ。今度、元の先生が帰ったら、今頃30人ぐらい走りよる。それらが、総合公園まで走って上がって、国際学院の生徒と同じように話し合いでやったら、国際学院は今強い。いろんな使い方があるじゃない。そういうことを視野に、何にもかんにも県に頼って、これ、最初、県にわしがお願いしたじゃないか。工業用水から県の偉い人が6人も来て、わしやったんじゃから。2回も3回も来ちゃったんだから、知っちよるだろう。それをそのままここに書いて、何になるんよ。ちょっと前向きな答弁はできんのか、どうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）議員さんの言われとることと、我々が考えとるところの、まずちょっと相違点があるところを整理させていただきますが、最終的なところの新しい多目的グラウンドを整備して、あそこで競技力向上のために、子どもたちいろいろ使う。最終目標のところは合致しと思うとります。それまでの工事の区間を、あその残土の仮置き場をしとったところを造成して使うのか、どうか、そのところに相違点が若干出とると思います。

まず、この前の質問を受けまして、私、確かに現地のところを検討しますと言いました。現地を見させていただきました。あそこでやはり子どもたちが競技力向上のために使うということになれば、前の議会でも言いましたが、一定程度の整備というのは、ちゃんとやっていかないけんと思うとります。そのやったとしても、今度は盛り土で、実際に水道工事で使う盛り土の工事が段々奥から始まってまいります。そうしたら、いずれ、今の盛り土のところの、残土の仮置き場のところを工事するのは、今から約2年後、3年後には、実際には工事を行ってまいります。そしたら、うちの方が整備をしたとしても、またすぐ盛り土の工事の方で埋まってしまいますので、それよりか、今の総合公園のサブグラウンドとか、あの辺でしっかりしたグラウンドとか、そういったものが整備されたところがありますので、そちらの方を利用していただければ、子どもたちにとっても、安全な環境で、安全なグラウンドで、環境が一定程度整備されたところで、い

ろんな活動ができるということで、今回、こういう答弁にさせていただきました。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今回、こういう答弁にさせてもらいました。よく聞きんさいよ。わし、これで何回目か言うてみい。同じ質問を何回出したか言うてみい。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 今まで回数をはっきり覚えておりませんが、複数回同様のことは言われております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 複数回言うたら、最初にこういうことを言いなさいよ。そしたら。それまではいかにも、私が言うよ。その程度ならできる。そういうことをずっと言うてきたじゃないか。だから、私が言う、今、あの残土を置くところへ、たちまちやっても、何千万も掛からへんわけよ。あれを整備して。何千万も掛らへんよ。何ならわしがやってあげると言うたじゃないか。一般質問でも言うちよるじゃない。重機を持ってきてならしてからに、フェンス張ってよ。上から工事現場でも見えるようにしたら、みんなええじゃないか。この前、私、去年の今のこども議会のときにでも、図面、持って行って、ここにこういうものができるよと言うて、説明しちゃったらな。そういうもんができますか言いよる。全然、生徒や町民は知らんのじゃから。それを海田町の中を通るじゃから、協力するんじゃから。

そこらを踏まえて、こなんな、町長、冷たい答弁したら駄目よ。少なくとも4回しちよるので、わしは。あんたは複数言うてごまかすんじゃがのう。そなん何千万も掛かりゃあすまあ。500万か何ぼかあったら整地してかなりきれいになるよ。危ないところはフェンス張ってすりゃいいじゃない。残土を置いて、重機を置いてから、どうなろうに。そうも言うなら、ほんじゃ、わしに貸してくれ。わし、するけん。場所代払うて、おまえら子どもに開放してやるけん。わし、そこまで考えちよるんよ。そこらをもっと考えて、誠心誠意なことを言いなさいや。いけんかったら、わし、今度の建設委員会に水道局の偉い人を連れてくるで。わしがどういうことをお願いしよるか。議員の言われることは考慮して、十分な対応はしますと、言われちよるんよ。それが、今のこれじゃないか。副町長、そんな怖い顔をせんでも、これが現実やけん。帰って調べてみんさいや。そうじゃなければ、協力せん言うちよるよ。うちかたの田んぼの下を通るけん、水不足になったらいけんけえ、わしは協力せん言うちよるよ。わしも条件をつけちよるんやか

ら。どうか、もう1回答弁。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今まで答弁、いろいろさせていただきましたが、基本的には、崎本議員がいろいろ言われたことをいかに御提案いただいたことが実行できるかというのは、我々建設部の方でしっかり考えさせていただいております。その一つが公認グラウンドでありますし、その一つが、今回の御提案のあった残土の仮置き場のところの使用状態であります。

そういった中で、3年ぐらいたったら、あそこが埋め立てられるということになったら、わずかではあります、それだったら今のサブグラウンドとか、そういったところを利用してやっていただけるのが、やはり一番安心ではないかという具合に、最終的に判断させていただきました。十分、崎本議員から言われることを判断して検討した結果でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）検討した結果なら、わし4回も出しているから、2回目ぐらいからこういう答弁出したらどうか。まあ、いいわ、これ以上言うたって、わしは県水に行って、わしは協力しませんと、もう1回言うぞ、わしは。それじゃ。

どう。わしはあんたらに協力しようかと思うてやっとなるんで。総合公園へ上がる道が狭いところがある。海田町は絶対、出さん。海田町は嫌いじゃけん、出さんと。そこを何とかお願いします言うて、頭下げてるのもわしだよ。そういうこと、考えちよるんか。考えてのこの答弁出して、まだそう言い掛かりじゃないんじやが。わしが言うことをいう、ここに書いてあるじゃろうが。段階的に、いっさんきでせんでもええから、段階的にあそこをきれいにして、そりゃあ町民じゃったら、重機を置いちゃって、高い高い金で買うところへ重機置いといて何になるんかと思うじゃないか。更地にして、整地にして、子どもが走って、休憩でも、一杯やったら、グラウンドに上がるころの、ちょっと広い、ダンプカーが入るところに座って、皆、休憩しよるじゃないか。あれを安全な、ちょっと奥の広いとこでやらせたらどうか。それぐらいのことできよう。そこを言いよるんよ。そういうことを考え直す必要はあるんじやが。考え直すか考え直さんのか、もう1回聞く。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）まず最初に、ここまでいろいろお話ししてきたことを反対するとか、

ちょっと言わんようにしていただきたいと思います。

今、言われるように、残土の仮置き場の形態がいろいろお気に障るところがあるんであれば、そこはしっかりきれいにしてまいります。今の、重機とかいろいろなところがあって、目障りとかそういうことであれば、その辺は置いてあるものでしっかり整理をさせて、あそこの残土置き場の方がきれいにはさします。ただ、子どもたちを一時的にあそこで、広場で遊ばすとか、運動させるとか、休憩をさせるとかいうのは、やはりいろんな問題、安全上の問題とか、そういったことがございますので、そこは総合公園の施設を利用した形で対応をしていきたいという具合に考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） だから、そこまでしてくれたら、平らにしてフラットにして、きれいにしてくれたら、安全に休憩ができるようにフェンスでも何でもすりゃええじゃないですか。わしが差し支えあるんなら、まずしょっぱな、ほんじゃ、あそこをフラットに、きれいにする気があるんじゃないのう。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） どういう意味で、きれいにフラット、機械を使ってフラットにするとか、そういうことを言われとるかどうか、そこはちょっと推し量るところがありますが、整理整頓の方はさせていただきます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） わしは、もう長い間、建設協会か、あれに貸さんと、重機も皆、それぞれに残土置き場も持っているから、あそこ、もう撤去して、海田町の総合公園のために買うたんじゃから、どけて、きちっと平らにきなさいやということを言いよるんよ。きれいに整理整頓して、また重機並べとったって、何も意味ないじゃない。だから、わしは最初に、目的で、そういうふうにするかできんか、この度の、できるか、できんか聞いちよるんよ。できんならできん、言うてみんさいよ。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 今のはちょっと二つ、問いがあったと思いますが、まず最初の重機の関係でございますが、置いてあるものは撤去はさせます。整理整頓はさします。あと、小山になつとるところも一部ありますが、できる限りそこは整地の方はさせていただきます。あと、今のところを平地にして、そこを使うか、使わんか。一般公開をするかということは、ちょっとまた別の話でございまして、一般公開するということになるのと、

それなりに、安全確保というのがありますので、現在のところは、一般開放というの  
考えておりません。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 分かった。だから、ほんじゃ、重機を動かしてフラットにして、どれだ  
け土地ができたか。後は、一般開放するかせんかは、また協議すりゃええじゃないか。  
それでどうよ。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 御確認の方をさせていただきますが、フラットにして一般開放され  
るかどうかというよりも、工事で最終的には多目的グラウンドのところは整備して、あ  
そこは将来的にはちゃんと使えるような形になってまいりますので、その区間のところ  
が意見の相違があると思うとりますが、その区間については、今の総合公園の既存のサ  
ブグラウンドとか多目的広場と使うてやっていただきたいと思うとります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） もう、そりゃあ、分かっちゃるいうじゃない。下の、私が今課題にして  
いる、あなた言うたじゃないか。重機と残土はどけさせてフラットにして、たちまちは  
させます、言うたじゃない。言うたやろう。言うたでしょう。それから、使うか、使わ  
んかは、それを見て協議しましょうよと言うとるのよ。使えるもんじゃったら、使え  
ええじゃない。開放できるもんじゃったら、開放すりゃええじゃない。それが何で、う  
ん言われんの。何かあるの。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 何回も言いますが、何かあるんじゃないかと、やっぱり一般開放す  
るといことになると、誰が来ても、あそこでけがをしていただいちゃ困るわけです  
から、そういったものをやっぱり整備をして、やっぱり私ら、管理する立場にあります  
ので、そこはやはりそういった形でやっていきたいので、今、そこは使用できるとい  
うことは非常に難しいというのを発言はさせていただきます。

残土の分についても、今の3段だったかな、段のところ、いろいろ今のパレットが  
置いてあったり、重機に置いてあったりする分は、それは、整理はさします。それは、  
私が今ここで言いますので、整理はさします。ただし、整地をきれいにせえとか、元々  
あった法面もきれいに成型せえとか、そこまではできませんが、今あるところの整理整  
頓はさせていただきます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） あんたもあれじゃのう。あの法面のあれをしたのは、業者が残土を置け、置けやったので。航空写真、見てみんさい。最初、残土のところは狭かったんじゃが、段々、段々大きゅうなっちょるじゃない。こないなことをここで議論してもしょうがないじゃが。たちまち、ほんじゃあ、重機も皆のけて、残土ものけて、フラットにしなさい。そういうように今、言われたので。

はい、終わります。約束したけん。

（佐中議員 入場）

○議長（桑原） 2番、竹本議員。

○2番（竹本） 2番、竹本です。3点ほど質問をさせていただきます。

高齢ドライバーの免許返納について。全国で高齢ドライバーによる事故が続く中、免許返納者に海田町としては、何か恩典を考えていないか。例えば、海田町ふれあい循環バス等の無料バス券の発行など。

2点目、カーブミラーの洗浄について。町内の住人が安全に過ごすためのカーブミラーが大変汚れて見えにくくなっている。予算を計上していただき、洗浄等をしてほしいと思います。

3点目、野良猫対策について。海田市駅北口の自転車置き場付近に毎朝3時から4時ぐらいの時間に猫の餌やりに四、五人のグループがいて、北口付近には、猫が自然と集まり、ふん尿をまき散らしています。マンションの駐車場に止めてある車の上に乗って、日なたぼっこをしたり、妊娠している雌猫がいて、生ごみをあさり、当然のことながら、野良猫が増えて、臭い臭いもするし、近所の住民は大変被害を受けています。地域の班長さんが、野良猫に他町から来てまで餌をやらないうでほしいと言ったところ、海田町役場の方から許可をもらっているんで、問題ないのではと言われると聞いていたんですが、自転車置き場、フェンスには海田町公衆衛生推進協議会のリーフレットが貼ってあり、野良猫が増えています。餌を与えないでの看板がありますが、なぜ方針が違うのか説明を求めたい。

以上です。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 竹本議員の質問に答弁いたします。

高齢ドライバーの免許の返納についての質問でございますが、循環バスについては、

お住まいの地域によっては、利用頻度が異なるため、無料券の配付については考えておりませんが、複数のタクシー会社が運転免許証を自主返納した高齢者等に対して、タクシー利用時の料金を割引する制度を設けております。この制度の周知を図るほか、高齢者の方が免許返納をした場合の特典について、本町でどのようなものが適しているのか、調査、研究してまいります。

続きまして、カーブミラーの洗浄についての質問でございますが、カーブミラーについては、これまでも職員が専用クリーナーでくすみの拭き取りを行い、表面を磨いたケースもございますが、くすみが完全に取りきれなかったりすることから、現在は、状態を確認し交換をしております。清掃のための委託費は計上しておりませんが、鏡面の取り替え費用については、修繕費として当初予算に計上しております。

続きまして、野良猫対策についての質問でございますが、町の猫の餌やりを許可することはできません。現在、町が猫の餌やりを許可することはできません。現在、広島県動物愛護センターは、地域住民が主体となって、地域にいる野良猫の不妊、去勢手術を行い、餌のやり方、ふんの始末などに関するルールを決めて、地域で野良猫を適切に管理していくための、地域猫活動を推進しています。この地域猫活動の相談が町にあれば、申し入れ者と動物愛護センターの協議の連絡調整を行うことはございます。また、制度の説明も行っている状況でございます。町としては、公衆衛生推進協議会の看板と同じように、野良猫に対する無責任な餌やりをしないように広報しているところでございます。

できませんと申し上げましたが、ございませんということでございます。失礼いたしました。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（桑原）竹本議員。

○2番（竹本）終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。9番、宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。まず、危機管理について質問します。前回の定例会で、事件、事故が起こったときの危機管理について質問したところですが、今回は、事務処理における危機管理について質問します。

昨年、ある課に証明書が必要となったために交付の依頼をお願いしました。個人情報に関する証明で、本人確認が必要なため、当然、身分証明書を提示して交付を受けることをしました。ところが、交付の段階で、使用目的を申請書に記載しなければ交付できないと説明を受けました。そこで、申請書を確認すると、記載場所がないし、本人確認を受けているために、なぜそれ以上の記載が必要なのか。その理由の根拠を求めました。

そうすると、国から個人情報の取り扱いに関する通知が流れているとの説明を受けました。それで、その通達を確認させてもらおうと、その通達には、詐欺等で悪用されないために、交付申請者に注意喚起を促すようなことのみで、使用目的まで確認するようになっていませんでした。振り込め詐欺などによる被害が減らない中、窓口でできるだけそれを防ごうとする努力については認めます。理解します。しかし、それに対する明確な根拠を確認せず、来庁者に対して不要なことを強要すべきではないと考えます。また、明確な根拠や法律を上級機関に求めることが、もしできないのであれば、当然のことのように、事務処理要領などを定め、的確な処理を行う必要があります。

このような証明書の交付に限らず、公務員は、法律、条例などの根拠に基づいて業務を行っているはずですが、確実にそれができているかどうかの検証は、どのようにしているのか。また、この問題でも分かるように、法律や条例の解釈、適用などに全体的なレベルアップを行う必要がありますが、このような対策を講じているのでしょうか。

次に、このような業務の根拠となる一番身近な条例の問題ですが、先の定例会であったように、1文字の脱落で条例の変更そのものが全く違う解釈となり、意図すべき制定・改正と全く別の中身になってしまいます。このときは、改正の審議に入る前に、たまたま気がつき、議長裁量で議案の差し替えをすることで事なきを得ました。このようなとき、当然のことながら、担当者、担当課は最善の注意を払って職務を遂行しているのでしょうか。起案前の事前点検や起案後の点検を詳細に行うべきですが、きちんと本当に行われているのでしょうか。

次に、区画整理における駅前広場の整備についてです。現状における南口広場の現状では、公共交通機関のうちタクシーは通行体系が確保されているために、さほど問題は起きていませんが、路線バスについては、一般車の通行体系が同一となっているために

混雑しております。また、特に夕方7時から8時に掛けて、一般車の待機車が相当な量に膨らんでおります。この時間帯は、バスの通行時間ではないので、公共交通機関への影響はないものの、本来の目的である駅への送迎のために往来している車両の通行を妨げております。まずは、このような現状を把握しておられるのでしょうか。

次に、先日の建設産業委員会で駅前広場の説明を受けましたが、このような現状を把握し、駅前広場の整備に反映させるべきではないのでしょうか。また、説明を受けた計画では、明確に一般車と公共交通機関の通行区分がはっきりしてない説明を受けました。海田市駅前に限らず、どこの駅前においても、送迎のための待機車両問題では苦勞されておられますが、今は通行区分を分離することが主流となっています。海田市駅前広場においても採用すべきではないのでしょうか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

危機管理についての質問でございますが、1点目については、関係法令等に基づき、誤りのないよう複数の目でチェックするほか、新たな事務については、周辺の市町を参考にしながら、関係機関の助言等を得て、事務の適正化に努めております。

2点目については、広島県の総務課法制グループに職員を派遣するとともに、主任級の職員などに広島県自治総合研究センターが開催する法令関係の研修に積極的に参加させるなど、全体的なレベルアップを図ってまいります。

3点目については、議案の作成に当たっては、総務課において詳細に審査するとともに、起案決裁の段階で改めて確認するなど、万全を期するよう努めているところでございます。今後、より一層、職員の執務能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、海田市駅南口駅前広場の整備についての質問でございますが、南口駅前広場の夕刻の一般車両の待機状況については把握しております。駅利用者だけではなく、駅前広場に隣接する施設の利用者の送迎車両が待機している状況がございます。駅前広場の整備に当たっては、駅前広場に隣接する施設の管理者の送迎車両を含めた計画はいたしません。が、駅利用者の送迎車両の待機スペースについては、安全性等を踏まえて検討をしてまいります。

次に、一般車と公共交通の通行区分の分離については、一般車両とバスと一部分離する案も含めて、公安委員会やタクシー事業者、バス事業者などに御意見を伺い検討をし

てまいりましたが、福祉車両や公共交通機関を利用する交通弱者の方々の利便性を優先した結果、現在の駅前広場と同様に一般車両と公共交通を分離しない計画としたものでございます。

失礼いたしました。駅前広場に隣接する施設の管理者と申し上げましたが、利用者に訂正させていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）言っておられることはまず分かりますが、その前に、ちょっとこれ、駅前広場について、まず聞きますけども、夕刻の一般待機所に把握しておりますというのは、質問があってから把握されたんでしょう。その前は把握してなかったでしょう。だから、これは書き方がまずおかしいんじゃないですか。間違っているんじゃないですか。私が質問を出すまでは、把握してましたか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）一般質問を出される前についても、昨年度より前に、工事等が夜間行われる等もございましたので、その際に、見させてはいただいております。今回、一般質問で出していただいた後についても、再度、確認の方をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）分かりました。今回、駅広が今までに比べて倍以上に広がりますよ。元の駅広の状況の中で、一般車両が止めるところがないので、バスが止めるところに送迎の車が入り込んだり、それから、おっしゃられていた隣接施設の待機車がおって、結果的に夕方5時頃でもバスが入るときに、入れないときにもありましたよ。そういう意味を、それを踏まえて、本当に設計されたんでしょうか。これを建設産業委員会の説明を見ると、そんなことは全く頭に入っていない。一般車両を、この一番端っこまで持ってきて、一般車両がここに止めると思いますか。こんなところへ。現状を全く把握されてないんじゃないの。先ほど、崎本議員がおっしゃったときも同じようなことを説明されてましたけど、現状をきちんと把握した上で、本来の設計を考えるべきと思うんですが、それはどうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回の設計に当たりましては、先ほども町長答弁にございましたように、交通弱者、いわゆる自ら移動するのに制限を受けられる体の不自由な方であったり、

高齢者の方がより利用しやすいということを念頭に配置計画をさせていただいたものです。御指摘のように、一般車がそういったバスを阻害するという部分も含めた上で総合的に勘案して、この案にさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）社会的弱者のために造った。でも、実際にその人たちが使おうとしたときに、一般車両が入り込んで絶対できない。その現象が実際にあるんでしょ、今でも。だから、おっしゃることは分かる。あなた方も一生懸命考えてやられたことも理解せんわけじゃない。ところが現実と掛け離れている。現実問題、駅の一番階段の近いところへ、みんな車を止めて送迎車を。当然のことじゃないですか。どこの駅に行ってもそうでしょう。必ず、そこでトラブルが起きている。

だから、いいことをおっしゃられている。それは悪いと言うんじゃない。ところが、現実にはそうになってない。現実には即した形での設計が必要なんじゃないですか。当然、公共交通機関というても、バスなんていうのは、1日に2本か、3本しか。コミュニティ、それから坂に行く、坂の路線の、それ以外に考えても、1日当たりあそこに止まるとる時間は確かほとんどない。

その状況の中で、じゃあ、そこは皆、今度は一般車両が止めてくる。当然のこととして分かてると思うんですよ。だから、その辺の配慮をして、全体できちんとした計画を立ててやるべきはないんですかね。その辺については、本当にそこまで考えられたんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）中々設置者の意図に即した御利用をいただけないという現実には、確かにございます。しかしながら、それをもって、やはり交通弱者の方に配慮をしてないような駅前広場の配置というのは、やっぱり好ましくないと。あくまでも、そういった交通弱者の方に配慮した配置をした上で、適切な運用ができないのであれば、適切な運用・利用をしていただけるように指導をしていきたいというふうに考えています。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、言っていること、それは分かる。それを否定してるとはならない。だから、その辺を考えて、もっともっといいものを考えるべきじゃないんですか。これ、建設部長が、多分一番よく御存知だと思うんですけども、現状の駅広、何回、あそこを造り直したんですか。公共交通機関を確保するために、放置車両、それを撤去するため

に、どれだけ駅広、何回ぐらい、あそこを造りかえましたか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私が記憶しておる範囲では3回ほど改修をしております。今まで、建設課長が申し上げておりますとおり、言われることは十分分かります。教科書どおりにやるのは、確かに無理がございます。これは教科書どおりでございます。しかし、ここでは、それだけの面積が取れない状況がある中で、先ほども申し上げましたとおり、交通弱者への配慮、エレベーターに最も近いところに公共交通機関を配置していきたい、福祉車両の方を配置していきたいというのが、我々の設計思想でこちらの方を造っておりますので、一般車両が確かに入り込むというところはありますが、これは、実態を見ながら誘導の方をいろいろ、対策の方を考えていきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）建設部長、よく御存知のとおり、今の狭い中でもいろいろと苦労されておる。当然、これも、そういう問題は起きてくる。起きてから、また金を掛ける、直すというのじゃなくて、初めからしっかりそういうものを設計して、きちんとして、みんなが気持ちよく使えるような体制を取ってくるべきだと思って、こういう質問をしておるのですが、今更言ったところで、公安協議、全部済んだらんでしょうから、変えるというのは難しいでしょうが、実態の中で、必ず、一般車両の送迎が影響ならないように対策を取ってください。

それから、次の危機管理の問題。これ、実際、昨日もありましたよね。教育長、町長。学校教育法ですか。設置者の問題。後から、ちょっと論議が出てからややこしくなりましたけども、これもきちんと条例、法律を理解されていない。その結果、出てきた問題ですよね。特に、教育長、申し訳ないのですが、教育長は教育畑何十年とやられている中でこういう問題が起こったんです。これ、間違ったことに、意見を言うとするんじゃないんです。そういうことが起こるからこそ、平生からきとんと鍛錬して、きちんとしてこななければならない。それを申し上げている。

その辺について、答弁ではいろいろと議員にも返していただいております。その答弁の中で、1点ちょっと気に掛かることがあります。2点目について、広島県の総務課法制グループに関わりながら全体的なレベルアップを図ってまいりますと答弁されている。今まではレベルアップしてなかったのか。今じゃなくて、今までにずっとしてこなきゃいけない問題ですよ、これ。だから、今、こうやって問題がいろいろあちこちで吹

き出ているわけですよ。今まではしてなかったんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）これまでも、職員に対する分掌事務の研修でありますとか、実施してまいったところがございますが、改めて、前議会で議案に間違いがあると、脱字があるということなどがございましたので、今年度につきましては、全体的なレベルアップを図るということで、自治総合研究センターの方に多くの職員を派遣して、法令解釈、法制執務等を勉強させていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）その気持ち、当然、レベルアップを行ってもらいたいと思うのですが、これ、私じゃなくて、ほかの議員さんの中で、退職者の有効利用ということを前に確か、今の議長さんが言った質問じゃなかったか、一般質問に出ていた。うちのOBにすばらしい、この法制に関する職員がおりますよね。当然、総務部長も昔、法制担当ですばらしいことをやられていた。僕も、その部長には、結構いろいろと手直しが一杯入ってきましたけど、そういう職員をもっともっと活用すべきじゃないのですか。今、たちまち研修センター、法制へ送ったとしても、たちまちのものが駄目なんだよ。たちまちをしのがないけん部分があると思うんですよ。その辺も踏まえてやる必要があるんじゃないかと思うんですけど、それはどうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）これまでも県の総務課法制グループの方に行かせて、研修させていただいた職員もおりますので、そこら辺の経験した職員も活用しながら、分掌事務のレベルアップ等を図ってまいりたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ところが、そういう法制の関係なんかに行かすと、帰ってきた、1年もしないうちによその課へ追い出す。追い出すと言うたら失礼だけど、よその課へ配置転換する。これ、全く無意味ですよ。うちの悪い癖で、そういうところで勉強させながら、さっさとほかのどこへ持って行って。今後はそういうことはないんですよ。きちんとそういう勉強した人間はある程度、やっぱり次のもんが育てるようになるまで、そこできちんと使うようなやり方をされているんですよ。大丈夫ですよ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）長期的な人材育成の観点から、そういったジョブローテーションをき

っちりしていかなければならないと考えております。そういった育成計画でありますとか、スキルアップのための研修計画、これも策定してまいって、適正な人事配置を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）本当にそれがうまく機能するよう祈っていますが、今日も同じような法令解釈で大きな問題がある。これは、はっきり言って福祉保健部であったんです。補助金交付要綱、自分らが作りながら、補助金要綱を全く確認してない。今日、下岡議員の質問にもあったと思いますけども。

補助金交付要綱では、海田町が交付決定を行う。海田町がするのに、相手に対して説明は、全て県が、県が、県がと。これは財源が県から来るだけであって、交付決定は、財源があろうが、なかろうがうちが交付決定した以上は、補助金を出さなきゃならない。そうすると、今日の質問じゃないですが、下岡さんの質問に対して、変な答弁をした。うちが指導すべき案件、だから、逆に言ったら、それをきちっと理解できておれば、繰り越しでも、もっと早い時期に話ができたはず。それができてない。自分らが作った要綱を県のもんだと勘違いしとるような、これも危機管理が足りてない一つの理由だと思う。それだけじゃない。もっと言うと。まず、それについて、そういう危機管理について、どうなんですか。どうなんかいюか、それについて、間違いないですよ。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今回の地域密着型の介護老人福祉施設に補助金の交付要綱を作成しまして、それにつきましては、町の方が交付決定するものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）その問題については、もうこれ以上言いませんけども、自分らが作った要綱、自分が作った条例ぐらい、きちんと理解した上でやってほしい。ほかにも言いたいこと一杯ある。自分らが議案で出しながら説明しきれない。これは一番大きな問題。その前に法制としてきちんとやるべきことをやっていない。作ったときに、作る前に理解をしてない。だから、国から流れてきた文書を適当に回して、そのままぼんと流してしまう。この辺は、やっぱりきちんとまず議会に出す以上は、きちんとした状態で持ってくる。これは今日、一番言いたくなかったことだけど、爆弾を投げます。

この質問通告書に書いてあります。前回の議会で、議長裁量で1文字の関係で入れ替えた議案がありますよね。間違いがあったことを僕が責めるのじゃない。これは、副町

長に答弁してもらおうと思いますが、事務方のトップとして。これを気付いた後、これは福祉保健部に言うて、これは間違いではないのかということに差し替えることにしました。これは悪いというのではない。そのときに、ある職員が、どういう話をしたか。気付いたやつがおる、職員で。それが何を言ったか。誰々議員が気付かにな、この議案は通るじゃけん、このまま黙って通せ。こんな職員、どうなの。副町長。事務方のトップとして、そういうものを取りまとめるトップとして、こんな職員どうなんですか。問題はどうなんですか。1文字で条例が全部変わってしまうんですよ。これは、言うまいかと思ったんですが、今日にしても、法令をきちんと解釈せずに答弁される。これは、絶対、もう直してもらえない。だから、なおかつ、2月になって、そういう問題が起こっている。まずいでしょ。気付かにな、黙って通せ。こっちが。たまたまあれは、税務条例みたいにくそ長い条文だったら気づかないですが、あの条文は本当に、2行か3行の条文。ちょっと法律を知っとるもんやったら気が付きますよ。こんな、本当にきちんと、だから、総務課としては一生懸命教育をしますよ、しますよと言っても、職員がそうになってない。一番、これ、根本なことだと思う。一番大きな問題だと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）まず、議会の方へ御提案をさせていただきます議案、また資料等もございますけれども、そこら辺につきましては、当然、議員がおっしゃいますように、間違いのないように十分なチェックをして御提案申し上げることが、これは大原則といたしますか、これは当たり前のことだというふうに考えております。そういった中で、十分な審査ができずに、前回は誤りがあったということについては、これは非常に遺憾なことだというふうに思っております。

先ほど来、御答弁申し上げておりますように、そこら辺の改善ということで、まず一つは職員のスキルアップ、それからまた、指導的立場にある者がちゃんとチェックをするということ。その2点が重要だというふうに考えて、そこら辺の強化を行っていくということでございます。先ほど、議員の方からお話がありました職員の発言ということについては、これは今初めて、そういうことを私、お伺いいたしますので、事実関係をよく確認したいというふうに思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）事実関係より、耳に入ってきた時点でおかしい。それ、はっきり言って、

議会を馬鹿にしている。間違っただけを平気で出してそれでええんかと。そんな思いを持っている職員がおること自体、問題があるんじゃないんですかね。それ以上、あれしても、あれなんですけど、もし、それが事実だとしたら、副町長、どうなんですか。そういうのは、本当に問題があると思いませんか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）事実関係を確認いたしまして、適切に対応したいというふうに思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私、昔の話で申し訳ないんですが、昔はよく、自分たちが自主的にグループを作って法律の勉強をしようということで、職員が、自分たちが自らスキルアップのためのやられておった。今、そういうふうなグループとか、そういうふう勉強会というのは、自分たちが作ったものは、今はないのか。あるんですか、ないんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）こちらの方では把握はしておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）当然に、やっぱり、僕はそういうものを自ら、公務員として、法律がなければ我々公務員というのは仕事ができないし、法律の中身を違って解釈すると、全く違った仕事になってしまう。そういう意味では、完全に法律のきちんとした理解ができるような体制を整えると同時に、自分たちもそういう意識を植え付けていく。これは、もう本当に重要なことだと、私、思います。そういうふうなのが、きちんと積み重なっておれば、当然、この議場でのミスも少ないですし、それをスキルアップのために必要だと思います。ぜひとも、それをやっていただきたいと同時に、本当に今の、この議場に入られている職員というのは、途中、間がなくて飛んできているので大変だろうと思う。でも、やっぱり自らが、自らを自分で育てていかないと、誰も育ててくれないと。

その辺を、スキルアップをしていただきたいと同時に、これ、もう一つ変な話を聞いとるのですが、こういう何か、ちょんぼがあったときに、ちょんぼではないですが、そういうのがあったときに、副町長が随分厳しく当たってきて、職員がきついという話も聞いてもおります。その辺をもっとやさしく接して、やさしく育ててやる。そういうことも必要だと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）非常にお答えが難しいところでございます。やはり、誤りがあればそれ

は正していかなければいけないと。私、常々言うておりますのは、先ほど、議員さんもおっしゃいました、間違えたことというのは、それはもうある意味、結果が出ていることですから、そこを責めるということじゃなくて、それをいかにリカバーするか、あるいは、繰り返さないようにする、そここのところが大事なんだということを職員にも言うておるつもりでございます。ですから、一度起きた場合には、なぜそういったことが起きたのかといったことを、そこをよく振り返って、それをなくするために、どういうふうに改善していくのかと。そこをよく考えてほしいということを、常々職員にはお願いをしているつもりでございます。非常にそこら辺が、厳しいと受けとめている職員もおるということをお聞きしましたので、そここのところは十分配慮しながら職員の指導に当たってまいりたいというふうに思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）本当に、今、職員の皆さん、職員がそこまで増えてないのに、県から移譲事務が一杯来る、国からも一杯移譲事務が来る中で、一人ひとりの事務量が増えているのも事実です。でも、その中でやっぱりスキルアップしていかないと、接することができなくなる。

我々は、市町村役場のこの窓口というのは、必ず、住民と一番接する、住民の一番期待される、住民が一番救いを求めてくる場所。その場所できちんとした、こっちが対応できないと、法律的に確かに難しい。でも、この辺ならどうかなというようなことができるようなスキルアップした職員を、僕は育てていければ、こうやって議場の中でも大きな問題も起こってこないし、きちんとしたことができるんじゃないかと思っておりますので、その辺のスキルアップ、最後に決意を述べていただいて終わりにしたいと思っております。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）先ほども申し上げたんですけれども、やはり個々の職員、スキルアップしていく。そのためには、職員に当然そういった機会を提供しなければいけないというふうに思っております。

ですから、答弁の中で申し上げましたけれども、法制、法令の関係の研修ですけども、これは昨年度に比べて、今年度は28名派遣をすることになっています。それからあと、今年度はチェックする側の技量の問題もございますけども、ここら辺も、私、議案等も目を通して、やはり根拠規定がちゃんと整備されているかというようなことについてはチェ

ックするようにしておりますが、そういったことについても、上司を通して日頃指導するようにいたします。こつこつと積み上げていくことが必要だろうと思いますので、引き続き取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○9番（宗像）終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、入札についてということで、お尋ねをいたします。

入札の執行状況、これは必ずしも規定どおりに行われていないのではないかとということで、1点目、お尋ねいたします。特にまた、業種によって最低制限価格がばらばらになっておるんじゃないか。どっかで線を引くべきじゃないかと、こういうふうにも考えますが、いかがですかということです。特に、また業種において無償というか、ただ同然のようなものも過去にあった。そこで委託業務といえども、どっかで最低のラインを引くべきではなかろうかと、このように考えますが、いかがでしょうか。

それから、簡易外注というか課長決裁、軽微なものは、現在多分50万円、こういうふうになっておるように思うわけですが、100万円ぐらいまで引き上げるべきじゃないかと、このようにも考えますが、町長はどのようにお考えですか。

また、コンサル業務では、一部設計とかいう、測量、こういうものにおいては、一括して行われておる。測量、それから地質とね。こういうものは業種で分離するべきではなかろうかと、こういうふうにも考えますがいかがですか。

それからまた、建設工事ではなく、落札業者、予定価格、こういうようなものを公表しておりますが、委託ではされておりませんが、同様に公表すべきであると、このように考えますがいかがですか。

それから、循環バスについてということで、これも過去何度かお尋ねしておりますが、町民、住民公平の立場から、これは一律、私、三迫三丁目とか新町、あるいは国信二丁目というようなことで限定して、何とかすべきでないかということで、循環バスのルート見直し、このようなことを申し上げてきましたが、いろんなところに、いわゆる交通弱者、本来の目的である、先ほど来も出ておりますが、免許の返納者、こういう人たちを救済するためにタクシー券というようなものを発行してはどうか。二、三百円程度のものを。特定の地区の人だけが恩恵を受けるような循環バスの方式では駄目なんじゃない

か。極端に言えば、循環バス、ここには、通告には書いてはおりませんが、こういうのを、もう廃止してもいいんじゃないか。循環バスをね。そして、いわゆる交通弱者というものを、タクシー券というもの、例えば、国信二丁目の人が、エブリイから歩いて重たい荷物を持って、最後は心臓破りの丘というのか、ああいうところに登ることはできません。そこで、二、三百円、タクシーは初乗りというか、あれが今、560円ぐらいもあるわけですが、これを200円ぐらいでも補助をしてあげれば循環バスの見直しというのか、ルートを、そういうものを検討する必要がなくなる。いわゆる、現在、弱者の救済じゃなくして、健全な人を救済しておるんじゃないかというふうにも考えますが、まとめた言い方をします。

結論は二、三百円の交通券を出さないか。本当に、その人が困るとるかどうかというのは、今頃、マイナンバーか何か知らんが、そういうもんもあるので、特定のナンバーの人に、また町で別個にその人が誰か分からように、Aの1番はどなただと、Cの3番はという特定番号を作って、Cの3番というような、Dの5番というような券を出せば、あの人が利用したなど、こういうことで、その管理ができるんじゃないだろうか。このように考えますが、町長はどのようにお考えか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

入札規定についての質問でございますが、入札執行については、海田町建設工事入札執行規程等に基づき、適正に執行しております。また、最低制限価格の設定については、規程により業種ごとに定めております。

次に、測量建設コンサルタント業務の最低制限価格については、県内市町において、導入の有無や設定方法の差違はありますが、導入団体の約8割は最低制限価格の下限額を70パーセント以下としており、現時点での引き上げは考えておりません。

次に、簡易外注の基準額についてでございますが、測量建設コンサルタント業務については、地方自治法施行令により市町村の随意契約ができる金額が50万円以下とされているため、現在の50万円より引き上げることはできません。また、工事については、団体規模により差違はありますが、県内の約8割の自治体は50万円以下であることから、現時点での引き上げは考えておりません。

次に、測量建設コンサルタント業務の分離発注については、個別の業務内容に応じ、

支障がないものについて取り組んでまいります。

次に、測量建設コンサル業務の入札結果については、入札参加者の落札結果等の公表は行っているところですが、予定価格については公表しておりませんので、建設工事と同様に事後公表を行ってまいります。

続きまして、循環バスについての質問でございますが、交通弱者対策としてのタクシー助成券の発行については、管理方法も含め、他の市町の状況を調査、研究してまいります。交通弱者対策としては、これまで循環バスの運行や福祉タクシーの助成などを行ってきており、今年3月には道路拡幅の問題が解決したため、三迫三丁目に延伸を行い、できるところから対策を拡充しているところでございます。御指摘の地区も含め、循環バスの非カバー地区については、循環バスの運行形態の見直しやタクシーなどを組み合わせるのかなど、様々な方法を検討した上で、地域公共交通会議に諮っていく必要があると考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まずは、この入札は条例どおりに行われてないんじゃないか。こういうことでもばらばら。過去のこととも言いましたが、本当にただ同然のような委託があったと。今回もたまたま出とるんですね、委託でね。分かりませんがね。ちょっと通告には書いとらんのですが、よそでは、低価格入札再調査というようなものもやっておるんですね。法外に安い場合、こういうこともあるのですが、今回は、特に、この公民館の場合は、余りにもどうなのかというので、12社おって、1社は失格。11社のうちの9社が制限価格を下回った。これまた失格ですよ。残ったのが3社だけ。ほんで、その落札業者と最後に残った、要するに2番目に安いというのか、逆に言えば高いというのかね。要するに落札できなかった業者、落札した業者と1,000円しか違わんで、片方は落札してないんですね。今言うた、その次に高くて落札できなかった業者と落札業者との差が5,600円なんよね。大げさな言い方をすると、子どもの小遣いにもならん。こういうことで、この金額約3,700万円、3,700万円の工事をするのに、5,600円ぐらいはどこでも始末できるんじゃないか。こういうふうに思うわけですね。ところが、5,600円高い、3,700万円で、どうなんかの、5,600円、分かりやすく言うと、落札決定業者よりも5,600円安かったんですね。安かったから、あなたは失格ですよ。5,600円ですよ。トータル3,700万円で5,600円安くしたために、あなたは失格。5,600円高い人は、あなたが落札。これはどうなのかね。これが5万円、10万円の仕事なら、5,000円も7,000円も、

1万円も違えば、1割違うわけですから、それはちょっと大変かも分かんわ。3,700万円もあって、5,000円や5,600円違いで失格。だから、先ほど来言うとする、入札のあれがばらばらじゃないか。規定がね。過去に、個別に言うと、そういう委託管理。特に浄化槽の場合。ただ同然のようなものが出よった。800万円ぐらいあったやつが3万円ぐらいで落札と。こういう事例があるんですね。

だから、町長の答弁では、何か、規定どおり行っておりますと。そりゃあ、規定に従うて、いい加減なことをしております。これは、はっきり言って言えんだろうね。だから、答弁ではそうですが、実際に、過去にそういう事例があるんよね。だから、今言うた今回の公民館、どうなのか。これも委託業務なんよ。だから、どっかで線を引きなさいと、こう言うとするわけよね。だから、それを70パーセントで引いとると言うなら、それはまあそれでもええのかも分かんけども、今回の場合は、予定とあれとは分かりませんが、これは4,000万という予算があったからね。これは、どうも25パーセントマイナスなんかな。25パーセントじゃないな。

それはそれでいいとして、だから、そういう線をどこかではっきり、そういう人件費というか、実際に工事をする人の生活確保のために、安ければいい、こういうのをなくして、再度、70パーセントという答弁が返っておりますが、どうなんか。やっぱりこれは8割ぐらいに上げていく必要があるんじゃないか。さっきも言ったように、5,600円違いでこれぐらいのことは経費の節減で何ぼでもできるんじゃないかと思うのよ。

だから、ここで再度聞きますが、80パーセント、70パーセントでいっとりますと云うんですが、しっかりいい仕事をさせるためには、上げるべきではなかろうかということでも再質問。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）最低制限価格に関する御質問でございますが、まず初めに、公民館の実施設計の入札に当たりましたは、落札結果を公表しております、議員御指摘のとおり、11社参加のうち8社が最低制限価格を下回った結果ではございます。実際、落札者とのその差は1万以内のものも多数ありますが、その最低制限価格を設定する基本的な考え方として適正な履行、品質を確保するとともに、そのダンピング防止であるとか、受注者の経営基盤の安定や下請業者のしわ寄せ防止という観点から、一定の基準を設けますと、当然、その基準より多少でも下回るということではありますが、その基準に従って適正に最低制限価格をして、その入札の結果というところで、この結果自体は、適正な

手続きの下に行われた結果だと認識しております。

更に、海田町においては、今70パーセントで設定しておりますが、そちらは80パーセントに上げてはどうかというところでございますが、町長答弁にもありますとおり、導入団体、現在約8割が最低制限価格の下限額を70パーセントにカットしておりますので、海田町において、現時点でこの引き上げは考えておりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）高くせえと言うんだから、ちょっと無理もあるんかも分らんのですけどね。特に、今回の場合、言いましたように、3,700万円もあって5,600円ほど安いために、あなたは失格。5,600円高い業者があなたが落札。本来なら委託だから、安いあなたが落札というのは普通だろうと思うんよね。ところが、何回も言いますが、5,600円高いあなたが落札で、よその自治体ではこういう場合は、ちょっとさっきも言いましたね。低価格調査、再調査、本当に、あなたはこれでできますかということで調査をしとるのよね。ほとんどの場合は、低価格、それで入札した業者が落札を決定しておる。それで、まず間違いはないんですが、特に、今回の場合は、高い業者と安い業者で約250万円。厳格には240万円ぐらいかも分かりませんが、一番高いのが4,000万ちょうど。一番安いのは何ぼかな。ちょっと分らんけども3,755万円ぐらい。だから、いずれの業者も、これ低価格で最低制限、それでラインを引いとるから。と言われるが、ここで今言いたいのは何かと言うたら、その5,600円ぐらいの違いだから、本当に、あなた5,600円でできますか。町長は5,600円安いと、あなたはできないと言うとるんですよ。3,700万円の工事。私は、それ、最低で、5,600円ぐらいならできるんじゃないかと思う。

言いたいことは、そういう低価格の再調査というか、そういうやり方というのか、本当に、あなたこれでできますかというので、そういう安い業者、安く協力しましょう、町の経費節減のためか何か知らんけども、片方では80パーセントに上げと言うとりながら、安い業者も救うてやれ、せっかく努力しとるわけだから。3,700万円の工事で、5,000円、6,000円で失格になるんだから、こういう業者も誠意ある業者と見て救うべきじゃないか、救済すべきじゃないかと、こういうふうを考えるので、そこで、今の言う低価格の再調査、こういうものをやる考えはないかどうかというのを、ちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）低価格調査制度の導入についての御質問でございますが、確かに広島

県においては、今、導入されておりますが、こちらの制度の導入に当たっては、非常に専門性あるいは人員体制の整備等や課題が多くございますので、現在、海田町においては、導入は考えておりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それから、先ほど、簡易外注というか、随契50万円、地方自治法の施行令でできない。こういうことがあるので、この場合、しようがないかも分らんが、多分、広島市、政令市はどうなのか知らんけど、多分、120万円でやっと思いが、そういう施行令が、政令市、いわゆる県とのそれが違うのか、どうか分らんけども。その施行令に逆らえとは言わんのだけども、広島市は120万円でやっても、ちょっと、その確認でできないのかどうか。本当にそれだけで。いわゆる何が言いたいかと言うと、法律は条項に、その後、必ず言うてもいいぐらい、ものによっては、私ども一般的に救済措置と言うとるわけですが、2項、3項があるわけですね。どこか、その読み替えがあるんじゃないか。私は、勉強しとらんので、ただ町長答弁では施行令だけということですが、その令が何条におるのか知りませんが、ちょっとその辺のことを勉強のために聞いとかないかん。施行令何条でそれをうとうとるのか。政令市は120万だったと思うけど、そこの違いは、独自の条例で定めておるものか。やっぱりこれも、地方自治法の中にあるのかどうか。ちょっと確認をしたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、地方自治法施行令第167条の2、第1号に基づく別表第5において、随意契約の上限額が定めてございます。委託に関しては、市町村においては、50万円ということで、本町における簡易外注の上限も50万を超えることはできないと答弁しております。工事については、その施行令の別表で、市町村については130万円を上限としております。実際、工事に関しては、簡易外注について言うと、契約書の省略というところと言うと、広島市は100万円未満、100万円未満としているところはございますが、23団体中18団体においては、50万円未満で取り扱っているところでございます。

簡易外注については、あくまで簡易な工事についての例外的な事務取扱規定でございますので、適正な契約手続きの観点から、いたずらに金額は引き上げるべきでないと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それでは、できんと令で定めとると言うから、くどくど言うてもしよう

がないが。

先ほどのタクシー券、福祉タクシー券もありますというので、これは言い換えれば特定の人なんです。この循環バスを含めて尋ねておるのは、いわゆる先ほども出ておった交通弱者というか、免許返納者、今朝も86歳のおじさんに追突された、こういうような事故も耳に入っておるわけですが、恐らくこういう人たちも免許を返納されるだろうと思うのですが、その86歳のおじさん、まだ車を運転できるということだから、やっぱりあちこち歩く必要もあると思う。ところが、距離が出ない。要するに歩行ではね。そういうことで車に乗ってんだらうと思うわけですが、やっぱり出歩いてもらうためにも、タクシーを利用の半額とか3分の1、今、安いのは初乗り560円ぐらいではなかったかと思うわけですが、だから、200円、3分の1と、こういうところを言うわけですが、そういう券を出してでも、先ほども言いました国信二丁目、エブリィまで560円のうちの200円を補助してもらおうと、十分に買い物に行けるんじゃない。あるいは、国信二丁目、ちょっと入ったところなんか、循環バスに乗ったら、駅の方角いて行こうと思ったら、総合公園の方角いて連れていかれたというので、向きが違うんだよと。乗っておれば、そっちの方角に行くわけですが、時間が遅れたという話も聞くわけですが、その場所によっては、平地であったというか、そのとこでありながら、そういう循環バスの利用は非常に難しい。先ほども、循環バスはやめてはどうかというようなことも言いましたがね。

循環バスが、今、1,400万円ぐらい掛かるとるわけですね。これだけのものを200円、300円のタクシー券を出したら、相当の人が救済できるんじゃないか。これでバスの売り上げ100円というたら、恐らく、分からんけども、年間にしたら四、五百万円、そういう経費を考えたら、この循環バスは2,000万円ぐらい掛かることになる。売り上げと一緒にね。受益者負担の原理でそうなるとるわけですが。町が直接出しているのが1,400万、再度、これは今言うように、福祉タクシーは出すが交通弱者の救済はしませんよというふうに聞えるんだけどね。三迫三丁目までバスが上がったからいいだろう。それはそうなんだけども、その人はええが。特に、今言いました寺迫のちょっと上の方なんかでも、循環バスの位置までもかなり歩かないかんとこも出てくる。だから、再度、考えますが、福祉タクシーと合わせたような、管理ができるじゃ、できんじやいうのもあるけども、福祉タクシーの券が出せるんだから、こういう人にも出せると思うが、ちょっと再度、答弁願いたい。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁の方では、まだタクシー助成券の発行については、管理方法も含めて、他の市町の状況を調査、研究させていただきたいということで、答弁の方をさせていただいております。

海田町の方では、今、議員がおっしゃったように、重度障害福祉タクシーの助成というのを行っております。今回、質問を受けまして、安芸郡の4町等を聞いたんですが、いわゆる一般的なタクシー助成というのにはしておりませんでした。あと、広島市の方に聞きましたら、70歳以上の方への、高齢者公共交通利用助成ということで、タクシー券の助成をしている事業がございました。ただ、これと同じやり方ですると、それなりの費用が掛かります。市の担当者から話を聞くなどして、この費用や、これが持続可能な事業なのか。そういうところについて、研究の方をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）最後。ちょっと聞いてみるが、いわゆるそういう福祉タクシー券、こういうものと併せて検討してみたい。地域公共交通会議、そういう会議があるのか、作るのか、そのためにね。分からんが、ちょっとその辺の時期的なものを何か考えておるのか、どうか。いわゆる交通会議、一応併せて検討しよう、こういうことらしいので。その辺の時期的なことを何か考えておるのか。答弁逃れで言うてみただけなのか。その辺のことをちょっと確認して終わります。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）地域公共交通会議は、何かことがあったら、そのときに組織をしてやるものではなくて、委員が任期の方、ちょっとすぐ思い出せないのですが、もう既に委嘱してありまして、地域公共交通会議というのがあります。そこに掛ける議題が固まりましたら、会議の方を招集して行うということになっております。

いつ、これを行うかということなんですが、町長答弁にもあったような、いろいろな検討をした上でというところで、いろんな課題があると思っております。バス事業者であるとか、いろいろな警察ですとか、費用であるとか、ニーズであるとか。そういったこの課題が解決できましたら、公共交通会議に諮っていろいろ検討させていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は14時15分です。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 0 2 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第 2、第 21 号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 21 号議案、工事請負契約の締結について。窪町地内において施工する海田市駅南口土地区画整理事業、海田市駅南口線外整備工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第 21 号議案、工事請負契約の締結について、御説明いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。

工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田市駅南口土地区画整理事業、海田市駅南口線外整備工事でございます。工事場所は海田町窪町地内、請負金額は 5,810 万 4,000 円、受注者は江草興機株式会社、代表取締役江草将史で、工期は議決の日の翌日から平成 30 年 1 月 26 日まででございます。

続きまして、入札状況について御説明いたします。資料 1 の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、A ランク、B ランクの業者が基本となりますが、総数の 3 分の 1 を超えない範囲内で選定が可能な町内に営業所を有する C ランクの業者 1 社を含む 14 社を指名いたしました。入札の結果、全ての入札が最低制限価格を上回りましたので、予定価格以下で最低の価格を提示した江草興機株式会社を落札者と決定したものでございます。

工事の内容につきましては、担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）続きまして、工事の内容について御説明いたします。資料 2 の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくっていただき 2 ページ目を御覧ください。

この工事は、海田市駅南口土地区画整理事業地内の都市計画道路、海田市駅南口線の一部と駅前広場等を整理する工事でございます。下段の位置図を御覧ください。今回の施工範囲は、赤色で着色している箇所でございます。工事の主な内容といたしましては、

駅前広場0.38ヘクタール、車道及び歩道の舗装6,000平米でございますが、隣接する民地が開発の計画があり、当該事業計画している事業者から、町が整備する予定のシェルター、雨をよける屋根でございますが、それと新築予定の建物との連携について相談を受けており、協議を行っているため、今回の工事にはシェルターの整備を含めておりません。

次に、3ページ目を御覧ください。工事スケジュールといたしましては、事前準備を経て7月上旬頃に工事に着手し、来年1月26日までに完成する予定としております。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明は終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございますが、ちょっとこの入札の予定価格の何パーセントか。それから、もう一つは、なぜこれを聞くかという、多分、今年度、29年度の予算で1億2,000万余り、多分付いておったと思いますが、今の説明を聞いて、シェルターを除いて、その他、何を除かれたか分かりませんが、この入札、落札価格が、消費税を入れても、5,800万、6,000万として半分ですよ。ということは、これ、当初の、この29年度の2月の予算委員会で出された1億2,000万の見積もりが甘かったか。それとも、まだ何かの理由があって、シェルター以外の何かもあって、約半額の6,000万になったか。シェルターが6,000万掛かると言われたら、それだけですが、シェルターの予定価格は、二、三千万かと、私は素人でもと思いますが、そこをちょっと詳しく3点ほどお願いいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、落札率については79.3パーセントでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回の工事に、先ほども御説明したようにシェルター等、その部分に含む基礎がございますので、その部分の仕上げ舗装及び駅前広場内の島の中を植栽する予定になっておりますけれども、それらの植栽費用等が除かれておるものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）ちょっとついでに聞いてみますが、省略された部分の概算の設計金額は幾らぐらいですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）詳しくはちょっと申し上げられませんが、概算で大体4,000から5,000万円程度を見込んでおります。

○議長（桑原）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第21号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第21号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第22号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第22号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、第22号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。資料は、資料3の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要、資料4の職員の育児休業等に関する条例新旧対照表になりますので併せて御覧ください。改正の内容につきましては、資料3の条例の概要で説明をさせていただきます。

この度の改正の趣旨は、職員が働きながら育児しやすい環境整備を推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容の1点目は、育児休業等を取得することのできる対象職員を追加するものでございます。この度の改正では、現に他人の子を養育しているが、その子の実の親などの親権者の反対によって、養子縁組を結ぶことを前提とした里親、いわゆる養子縁組

里親になることができない職員を新たに対象に加えるというものでございます。

2点目は、育児休業の再度の取得できる条件を追加するものでございます。まず、(1)は本来育児休業は1人の子につき1回しか認められておりませんので、現行では1人目の育児休業を取得した後に2人目の子を出産し、育児休業が承認された場合には、1人目の育児休業はその対象から外れますが、2人目の子が死亡した場合などには、再度、1人目の子について育児休業を取得することができます。今回、新たな条件といたしまして、2人目の子について、特別養子縁組が成立しなかった場合や養子縁組が成立せず、里親としての措置が解除された場合は、再度育児休業を取得することができるというものでございます。次のページをお願いいたします。続いて(2)は、育児休業の対象となる子が保育所等に当面入所することができない場合に、再度育児休業の取得が可能となるというものでございます。

3点目は、育児休業の期間の再度延長ができる条件を追加するものでございます。先ほどと同様に、保育所等に当面入所することができない場合に、育児休業の期間の再度延長が可能となるというものでございます。

4点目は、育児短時間勤務の終了の日から1年を経過しない場合に、再度の育児短時間勤務をすることができる条件を追加するものでございます。まず、(1)は現行では1人目の育児短時間勤務を取得後、2人目の子を出産し、育児短時間勤務が承認された場合には、1人目の育児短時間勤務はその対象から外れますが、2人目が死亡した場合などには、1人目の子について1年を経過しない場合でも再度育児短時間勤務の取得ができます。今回、新たな条件といたしまして、先ほどの育児休業と同様に、2人目の子について、特別養子縁組が成立しなかった場合や養子縁組が成立せず、里親としての措置が解除された場合は、1年を経過しない場合でも再度育児短時間勤務の取得ができるというものでございます。続いて、(2)は、先ほどと同様に、保育所等に当面入所することができない場合、再度育児短時間勤務の取得が可能となるというものでございます。

5点目は、部分休業の承認時間についてでございます。部分休業の承認時間については、介護時間の承認を受けている職員にあっては、介護時間を含めて上限を2時間とするというものでございます。なお、施行期日は公布の日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許し

ます。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。提案理由が、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴いとありますけれども、この法律はいつ改正されたのでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）いわゆる地方公務員の育児休業等に関する法律につきましては、平成28年12月2日公布で、29年1月1日の施行でございます。もう一つ、人事院の規則でございますが、これにつきましては、平成29年3月31日公布で、平成29年4月1日施行でございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）29年の1月1日ということなんですけれども、遅くなった理由というのは何かあるんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回、特にその時点で該当する職員がいなかったということと、すぐに先ほどの人事院規則が改正されるという情報が県等からございましたので、併せて、この度の議会で提案させていただきたいというふうに考えたものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）さっき富永さんから、遅れているので、対象者がどうのこうのと言われたんじゃが、海田町に対象者となる職員というか、これに該当する人はおられますか。おられたら何人か。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）現時点では、今回追加される対象となる職員はございません。

○議長（桑原）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

お諮りいたします。第22号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第22号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第23議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第23号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正に伴い、規定の整備等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、第23号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。資料については、資料5の海田町税条例の一部を改正する条例の概要、資料6の海田町税条例の新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料5の条例の概要で御説明いたします。

今回の改正は、平成29年度の税制改正により地方税法の一部を改正されたことに伴い、今年4月の臨時会で専決処分の承認をいただきました以外の部分について、今回、海田町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正について御説明いたします。

まず、1の町民税関係の改正ですが、（1）は肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の所得割を免除する課税の特例の適用期限を、現行の平成30年度までから、改正後は平成33年度までに3年間延長する法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

（2）は、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を、現行の平成29年度までから、改正後は平成32年度までに3年間延長する法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

次に、2の固定資産税関係の改正です。（1）は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業のために直接使用する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充におけるわが町特例を導入する法改正に伴う特例割合の決定及び規定の整備を行うもので、特例割合は国の示す参酌基準の2分の1より納税義務者に有利な3分の1にするものでございます。

次に、（2）は、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が保育施設を設置し、保育事業を行う場合に、その施設のために使用する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設におけるわが町特例を導入する法改正に伴う特例割合の決定及び規定の整備を行うもので、特例割合は国の示す参酌基準の2分の1より納税義務者に

有利な3分の1にするものでございます。

(3)は、緑地保全、緑化推進法人が土地を所有し、又は無償で借り受け、市民緑地を設置及び管理する場合に、その土地の固定資産に係る課税標準の特例措置の創設におけるわが町特例を導入する法改正に伴う特例割合の決定及び規定の整備を行うもので、特例割合は国の示す参酌基準の3分の2と同様にするものでございます。

次のページをお願いします。3の軽自動車税関係の改正ですが、軽自動車税の燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の、翌年度分の税率を軽減する特例措置、いわゆるグリーン化特例について、燃費基準の達成度を見直し、併せて平成30年排出ガス規制を対象要件に加えた上で、その適用期限を2年間延長する法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。表記しておりますそれぞれの表は、現行の軽自動車税の軽減対象者について、改正されるとどう変わるかを区分別に記載したものです。下線を引いているところが改正箇所でございます。左側の現行における軽自動車税の75パーセント軽減対象の電気自動車、天然ガス自動車については、改正後も、軽自動車税の軽減率は75パーセントと変わりません。次に、その下の50パーセント軽減対象者は、現行の平成32年度、燃費基準のプラス20パーセントが、改正後は10パーセント高いプラス30パーセント達成以上のものに。更に、下の25パーセント軽減対象者は、現行の平成32年度燃費基準値が改正後は、燃費基準プラス10パーセント達成以上のものに見直しが行われ、併せて表右下側の下線の付いた平成30年排出ガス基準、窒素酸化物50パーセント低減車に限る、を対象要件に加えられております。

次に、4のその他としまして、先ほどの1から3で説明しました主な改正以外については、引用条項等の整備を行うものであります。

最後に、5の施行期日は原則公布の日でございますが、ただし、海田町税条例第32条各号の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定の施行期日は平成31年1月1日です。同条例附則第10条の2第16項の施行期日は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。富永議員。

○3番（富永）第63条の3の改正で、按分の「按」の字をわざわざルビを振って漢字にする理由って、何かあるんですか。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（近森） 今回の町税条例改正により按分に振り仮名を表記してあるという御質問でございますが、これは平成22年11月30日付の内閣訓令第1号におきまして、公用文における漢字使用等についてが定められ、法令における漢字使用等について、この按分が常用漢字表にない漢字を構成要素として表記する言葉の使用ということで明示されております。しかしながら、この訓令につきましては、最初の見出し中、あるいは本文上記のどちらに振り分けということの決まりがないため、町としては、本文中の最初のところで振り仮名を表記させていただいたために、今回、こういうふうにさせていただきましたということでございます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○9番（宗像） これ、本来、3月31日付で専決で行う案件の中で、専決を行った残りのという説明を真っ先にされたと思いますが、じゃ、その場合に、例えば、町民税の改正の中の2の優良住宅造成のために土地の譲渡、これ、29年を32年度まで伸ばしますが、これ、施行日が多分公布の日ということになれば、早くても今週中だろうと。ただ、4月1日から公布日までの間に、そういうことが行われた場合はどうなるのですか。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（近森） この長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、行われた年以降の最初の1月1日が賦課期日ということになりますので、これは公布の日ということとさせていただきますということです。

○議長（桑原） 宗像議員。

○9番（宗像） しかし、その間、条例はないんですよ。対象になるんですか。29年3月31日から公布の日までの間は条例ないんですよ。同じようなことが軽自動車税についても言えると思うんです。その間の、取得した、その間にあった問題については、それは課税期日で見るとか。そうじゃなくて、本来でしたら、そのときには該当になってないわけでしょう、そのときに事実が起こった場合。それが、事実が起こっても該当するんなら、該当するような説明をきちんとしてください。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） この改正につきましては、賦課期日を基準として課税をされるということになりますので、その間の空白についても、次の賦課期日から適用になりますから、本条例の適用の空白が出るということはありません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）多分、最後の質問になるので。賦課期日で課税するからというのは理解できます。ただ、その空白、要するに、この4月1日か1月1日からなのか、どちらかよう分かりませんが、多分、この専決のときに一緒にしとるような説明を受けたので、多分4月1日からだろうと思いますけども、4月1日から公布の日までの間に起こった事実はどうするんですか。特に、優宅地なんかだったら1,500万円になろうと思うんですが、1,500万は相当の大きな課税が変わってくると思うんですよ。それとも、明らかに言われる12月31日をもって年が満了します。それに伴って、例えば、町民税の場合でしたら、1月1日から12月31日、だから12月31日をもって算定をするというなら算定するんか。そうじゃなくて、事実上、そこで空白期間があるんですよ。事実上、そこで空白期間があるわけですね、公布日までの期間が。公布の中に該当するというのは、条例の中で、どこで説明してあるのか。それを分かるようにきちんと説明してくださいと、さっき申し上げたんです。それを、もしそうでないならば、これは3月31日までの専決でやっとなきゃいけない案件じゃないんかと思われるんですよ。実際、該当がなければ問題ないと思いますが、軽自動車税の場合は該当があるケースが出てくると思うんです。

だから、その辺については、きちんと整理して、今日の6月議会に上げられたんですかね。大丈夫ですかね。今日、僕の一般質問と結果的には同じようなことになるんですが、その辺は理解されてるんですか。それを議会側に分かるような説明をきちんとしていただけませんか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）申し訳ありません。資料5の方に、先ほど言われました1の町民税関係の改正の（2）につきましては、現行が平成29年度までということになっていきますので、これは平成30年3月31日までということになっておりますので、その間にそういうことが行われた場合は、あくまでもそこに該当しますので、賦課期日に関しては、それ以降の最初のこの固定資産税に関しましては、1月1日になります。もう一方の軽自動車税に関しましては、最初の4月1日ということになりますので、その違いがあります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。今の宗像議員の関連の質疑ですが、確認のためにもう1回質疑しますが、長期譲渡所得に関わる課税の期日が1月1日時点ということで、そ

の期日が3年間、29年度が32年度に延びただけのことでよろしいでしょうね。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（近森） そうです。これは、あくまでも期限が3年間延びたというだけでございます。

○議長（桑原） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第23号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、第24号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第24号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（近森） それでは、第24号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。議案書14ページをお開きください。資料については、資料7の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料8の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料7の条例の概要で御説明いたします。

今回の改正は、平成29年度の税制改正により、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正内容については、経済動向を踏まえ、低所得者の国民健康保険税の軽減判定所得の5割若しくは2割軽減の対象から外れないようにするため、判定所得の算定において被保険者の数

に乗ずる金額を引き上げることで、低所得者層の国民健康保険税の軽減負担を図るものでございます。

表で説明しますと、5割軽減基準額については、被保険者の数に乗ずる金額は、上の表で現行の26万5,000円から下の表で改正後は27万円に、2割軽減基準額については、現行の48万円から改正後は49万円に引き上げるものでございます。施行期日は公布の日からで、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。富永議員。

○3番（富永）この提案理由も地方税法施行令の一部の改正に伴いとありますけれども、この地方税法施行令はいつ改正されたんでしょうか。

○議長（桑原）よろしいですか。税務課長。

○税務課長（近森）平成29年2月22日でございます。

○議長（桑原）ほかにもございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第24号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第25号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第25号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算（第2号）。この度の補正予算につきましては、消防団運営事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、第25号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。初めに、歳入歳出予算の補正につきましては、資料9の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

それでは、資料9の3ページ、4ページをお願いいたします。民生費の児童福祉費のひまわりプラザ管理運営事業につきましては、人事異動に伴う臨時職員賃金等の増に伴い235万9,000円を増額するものでございます。次に、5ページ、6ページをお願いいたします。土木費の土木管理費の土木総務一般事務事業につきましては、人事異動に伴う臨時職員賃金等の増に伴い177万4,000円を増額するものでございます。次に、7ページ、8ページをお願いいたします。消防費の消防団運営事業につきましては、歳入で増額する宝くじコミュニティ助成金を活用し、デジタル簡易無線機を購入する費用等として、118万5,000円を増額するものでございます。次に、9ページ、10ページをお願いいたします。教育費、小学校費の小学校管理運営事業につきましては、児童、生徒及び教職員の心身の健康増進のため、3日間の一斉閉庁を試行実施することにより、警備時間が増加するため、学校警備業務委託料を12万5,000円増額するものでございます。次に、11、12ページをお願いいたします。教育費、中学校費の中学校管理運営事業につきましても、同様の理由により6万2,000円増額するものでございます。なお、海田町立学校夏季一斉閉庁の試行実施については、資料10により別途概要資料を提出しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いいたします。財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため450万5,000円を増額するものでございます。次に、諸収入、雑入の宝くじコミュニティ助成金につきましては、歳出で御説明した消防団運営事業の財源として100万円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第25号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に550万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億7,131万5,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町一般会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○8番（住吉） 8番、住吉です。消防団運営事業でデジタル簡易無線機を購入されるということですが、この簡易無線機とは一体どのようなもので何台購入されるのでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、台数は22台購入いたします。このデジタル簡易無線機というのは、今役場が使っている移動系より少し届く距離が短いんですが、いわゆる免許が不要で、中国総合通信局の方に登録だけで利用できる文字通りデジタルの簡易な無線というところで、大きさは腰に付けれるぐらいの大きさでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）22台ということですが、この台数の根拠は何でしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）台数につきましては、消防団の方と協議をいたしまして、団長、副団長、分団長、分団が今三つありますので、これに5名、それから、各部に22台、部への振り分けにつきましては、5名以下の部員がいるところについては1台、それ以上の部については2台配備するというので、消防団と協議して台数の方を整理いたしました。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。資料10についてお尋ねをいたしますが、予算として教育費の中に学校警備委託という予算が出ておりますが、一般質問にならないように気を付けますけれども、ここに児童、生徒及び教職員の心身の健康の増進という、一つの目的があって、こういう事業というか、警備をやって一斉に休暇を取るということですが、かねてから教職員の長時間であるとか、過密労働が大きな社会問題になって、ここ数年来ておるわけですね。私、聞きたいのは、ここまでこう上げられるのに、全国的にこれを行っているのか、全県の方針なのか。併せて実態をつかんでいるのかどうか。ものごとを解決するためには、全体の把握が必要なんですけれども、こういう事業を展開されるのに、教職員の実態、さっき言いました長時間、あるいは過密労働で社会的に問題になって大きな問題になつとるんですが、海田町全体で町立のそういう教職員、生徒は別としても、教職員の実態、労働の過密に関わってきておるのではないかなと思うんですが、それはどうなっておるのかお尋ねいたします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）こちらは全県的な動きというところを、まずお話しさせていただきたいと思っております。まず、県立高等学校、こちらを今年度から試行実施というところから、それぞれの市町、学校でというようなところで下りてきたものでございます。

こちらでの、海田町の中で実態というお話であったかと思いますが、まず、私たちは各学校で入校、退校時間というところを把握するように言っております。それぞれの先生が、何時に出勤され何時に帰られるかということ、まず学校が把握し、それをこちら側が聞き取ったりということがございます。

この度の夏休みということで言いますと、やはり学校行事であったり、それぞれ安芸郡、海田町の中でのいろんなスポーツ、文化等の行事が、また研修を立て続けに行っており、教頭先生を初め、本来の夏季休暇、厚生休暇等が取れない状況という実態がございます。ですので、あえて、統一して3日間を休みにすることで、先生方の休暇を統一することで促進ということを考えておるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）教職員は、複雑な多岐にわたる、そういう職務をこなしておられるわけですね。部活の問題であるとか、野外であるとか、そういう問題も過密というか、そういうようになってきておるわけです。

先ほどから言っているように、問題を解消するためには、実態を調査してそれを把握して対応していかにかいにかんというように思うんです。かねてから、私、ずっと教職員の人から聞いておるんですが、校長や教頭は早く帰るが、遅くまで計画を作って報告をして、もう10時過ぎて帰るような、こんな状態がずっと続くから、いわゆる過密労働になったり、自殺に追い込まれたり、精神的に不安定になったり、こういうことが今、ずっと起きつつあるんですね。それを踏まえてこういう事業を展開される。この実態の中で解消するために、こういう提案をされるなら、私は大いに結構だと思うんですが、ただ部分的に、県がやるから、県の方針どおりやると。それはそれでも結構ですが、本当にこの問題の目的や趣旨を生かして事業を進める場合は、実態が必要なんです、それはどうなっているのか。

個々一人ひとりの教員、二つの中学校と四つの小学校がありますが、それぞれの教員の実態ですね、労働の実態ですね、これはどうなっているのか。把握しとるのかどうかとお尋ねしておるんです。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）こちら教育委員会としましては、一人ひとりの年間の年休取得数、それぞれの入校、退校時間というところを把握しているところでございます。決して、県立学校がやっているから、そのままやるということではなく、海田町の学校にお勤めの

先生方の実態に即して3日間統一して行事等を持たないということで、確保できるのではないかなというところでの試行でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）先ほどから言うように、教職員の心身の健康の増進、これが目的なんです。そういうことは、このことを通じて本当にそれが起爆剤となって、全体にそれが行き渡ると。そうすると、個々の教員のそういう心身の虚弱というか、ここを解消する。そのためには、実態を調べないかんし、また教職員の中でうつになったり、あるいは精神的に追い込まれたりして、休んでいるというような実態がどんどん出てきている状況。だから、私はさっきから言うように実態をつかんで、それに対応する。そのそういう事業というか、そういう経費を充ててもら。これをやらん限りは解消にならないというように思うので、再度お尋ねしますが、個々のそういう心身にわたる、そういう状況にまで至っている教職員の実態をつかんでいるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）個々の先生に、直接、私たちがお話をする前に、やはりまず管理職がそれを把握するように、私たちは支援、指導をしているところでございます。併せて、私たちが把握しなくてはならないというような事案の場合には、校長を越えて直接先生方のその思いであったりということを知ることがございます。また併せて、この3日間だけに限らず、その心身の増進のために、行事、研修等のスクラップアンドビルドのスクラップの方も含めて進めているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。先ほどの学校一斉閉庁の試行のことなんですけど、県がそういうふうな方針ということなんですけども、金額は12万5,000円ですから、そう大きな金額ではないんですけど、本来だったら、県の支出金というのか、そういうふうなもので充てるべきじゃないかと思うんですけども、それと、今のそういう試行、それは今年のこの夏休みだけなのか、それとも、いろいろ試行をしてみて、成果があるというか、だったら、毎年行われるのか。ちょっとそのところをお願いします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）こちらの12万円なにがしにつきましては、この間を閉庁とした場合の3日間の警備員の在駐に関わる警備委託料の増額ということですので、本町が負担するというところでございます。

2点目の今年だけかという御質問かと思われませんが、当然、お盆の期間の曜日、何曜日にそこらが当たるのかということ、また、今年度やってみてというところがありますが、やはり職員の、先生方の心身の増進というところは、課題として持っておりますので、来年以降も進める方法で今年度試行という形を取らせていただいております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）費用なんですけど、何であれ、県がそういうふうな指導があつてやるわけですから、それはやはり県に負担を求めるべきじゃないでしょうかね。例えば、やらないよということもできるわけだと思うんですけど、やっぱりそういうふうな県の意向を受けてやるということだったら、やっぱり県にそういうふうな負担というのか、本当だったら求めるべきじゃないかと思うんですけど、もう一度お願いいたします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）再度、同じ答弁になろうかと思いますが、警備員の在駐のということの委託料になりますので、そっちについては海田町立の学校につきましては、町費で負担するものというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）すみません。この夏季一斉に3日間の休みというのは、一応、お休みという町の方の意向なんだと思うんですけど、これは、職員に対して特別休暇扱い、それとも、職員は年休としての扱いとして、この休みの3日間は取られるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）夏季休暇並びに年次有給休暇の促進を担っているものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。学校警備委託料ということで、これは多分、学校警備は民間委託しておると思う。シルバーじゃないと思う。当然、シルバーじゃなければ入札で警備を行っている。年間委託契約を結んどるはずなんですけど、当然、入札ということになれば、予算がこの数字ということは、当初予算ですね。当初予算に数字が減って、入札残額が出とるはずなんですけど、入札残が出とる上で、これをしなきゃならないんですか。補正予算まで組まにゃいけないのですか。

それと、当然、こういう事業をするのであれば、事前の説明が要るんじゃないかなと

思う。だから、僕、予算措置が本当に必要なのかどうか、もし、これを3月に減額するというようなことはないんですね。せっかく補正予算はしたわ。後から要らんようになった。もう6月の段階だから、年間警備委託料の委託契約を結んどると思うんですが、入札残は全くないんですね。だから、補正を掛けたということで理解していいんですね。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）学校警備業務委託の契約につきましては、長期継続契約で契約しております。29年度は契約額に基づく額を過不足なく計上している状況でございます。この度の夏季一斉閉庁試行実施に当たりまして、増額変更する必要があるございますので、先に予算措置をした上で増額変更するものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）分かった。中身については理解しました。だから、先ほどの、僕が言ったこれは、事前に全体事業としてこういうことをするというので、事前説明して、ここで、この中身を審議するような場にすべきじゃないと思うんですが、どうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）そこの実施の目的にお書きをしておりますけれども、このような目的を持って、学校の休暇の促進といいますか、取りやすくする制度ということでございます。例えば、休暇条例等を変えなければならないということであれば当然でございますけれども、学校にこういう期間を、休暇を取得しやすくする設定をしたいんだということですので、先にお諮りするところまで考えが至っておりませんでした。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第25号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第7、第26号議案、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第26号議案、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。この度の補正予算につきましては、前期高齢者納付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者の方から説明させます。

○議長（桑原） 住民課長。

○住民課長（水川） それでは、第26号議案、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料11の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。資料11の3ページ、4ページをお願いいたします。前期高齢者納付金等、前期高齢者納付事業につきましては、保険者負担金の変更のため前期高齢者納付金の負担金額が増額となったことにより、91万2,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。前期高齢者交付金につきましては、財源調整として歳出と同額を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第26号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に91万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億7,663万6,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第26号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第8、発議第7号、日本政府に対し、核兵器禁止の立場を明確にし、条約交渉に加わることを強く求める意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○11番(岡田) 日本政府に対し、核兵器禁止の立場を明確にし、条約交渉に加わることを強く求める意見書。読み上げて提案理由といたします。

今年3月27日から31日、国連本部で核兵器全面廃絶につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議の第1会期が開かれました。人類史上最も残虐で非人道的であるばかりか、人類の生存すら脅かす核兵器を法的に禁止することは、被爆者をはじめ、日本国民が長年にわたって求め続けたものです。

この歴史的な会議に当たり、日本政府が被爆者をはじめ国民の声を代表し、会議成功に力を尽くすことは、被爆国の政府としての責任であり、被爆者をはじめ国民や議会に参加をする多くの国の政府が、それを期待しておりました。しかし、日本政府は、初日の27日に高見澤軍縮大使が会議冒頭に発言をし、禁止条約の交渉に反対をし、参加拒否を宣言して退席をするという態度をとりました。これは、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つと言いながら、実際にはアメリカの圧力に屈して核兵器禁止条約の交渉には反対をするという二枚舌外交の表れにほかなりません。核兵器の数は今も1万5,000発にのぼり、核保有国9カ国は核による威嚇や使用を安全保障政策と強弁をし、今も追及をしております。しかし、ここ十数年、核兵器廃絶に向けた国連諸決議への賛同国の増大を見れば、核兵器廃絶の流れが後戻りをしないことは明らかであります。

日本政府に対して、第1会期に欠席したことに強く抗議をするとともに、唯一の戦争被爆国、核保有国と非核保有国の橋渡し役というのであれば、必ず第2会期に、6月15日から7月7日に参加をし、被爆国政府として核兵器廃絶のために誠実に真剣に努力をすることを求める。交渉不参加を撤回し、核兵器禁止条約の交渉の成功のため、被爆国としての責任を果たすことを強く求める。核保有国と非核保有国にある対立を解きほぐし、全ての国連加盟国による建設的な議論により実効性のある核兵器の法的禁止を実現するために、核保有国と非核保有国の橋渡し役としての強いリーダーシップを発揮するよう再度要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。賛同をよろしくお願いたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○8番（住吉）8番議員、住吉です。両親とも原爆手帳を持つ被爆二世としては、核兵器については、切実な願いではございますが、ただこの意見書案、どうしても気になる部分がございます。ちょうど真ん中ら辺、アメリカの圧力に屈して核兵器禁止条約の交渉には反対するという、具体的にどのような圧力があったのでしょうか。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今、日本の立場というんですか、それは、アメリカの核の傘に入っているということでございます。だから、日本政府は口ではそういうふうな核兵器廃絶を言いながら、実際のこういうふうな行動に対して反対をするというふうなところが、そういうふうなことだと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）私が聞いているのは、岡田議員の感想ではなくて事実です。これが可決されたら、政府へ海田町議会の意思として送られます。であるならば、このアメリカの圧力というものの、公式に日本政府がそう言ったのかどうか。言っていないのであれば、これは単なる臆測であり、一步間違えれば誹謗中傷ともとられかねません、政府に対する。

もう一度、お伺いします。ここで言うところのアメリカの圧力というのは、実際、事実として具体的にどのようなものがあったのでしょうか。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）アメリカの圧力という場合に、私たち、目に見えた圧力、具体的な言葉という圧力もありましょうし、そうでない圧力というか、やっぱりそれがあると思うんです。例えば、北朝鮮の問題とか、そういうふうなので、やはり、今、何回も言いますけれども、今までこういうふうな核兵器を禁止してほしいというふうな世論というか、声はあったんです。でも、日本政府は今回そういうふうなので反対をして、この一番最初の3月27日の会議のときに、国連大使がこういうふうな交渉には、核保有国が参加をしていないから、この会議は無意味だというふうなことを言って退席をしたと。それは、やはりアメリカの圧力というのか、そういうふうなことにつながってくるというふうなことです。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）先程来申し上げておりますが、臆測とか思い、感想は聞いていないんです。

事実を聞いているんです。現実には、アメリカの圧力というものが、どのような形で、我が国に対してあったのか。臆測、感想ではないですよ。妄想でもなく。事実としてどのようなものがあったのか聞いております。お答えください。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今までこのような、今の3月27日の国連大使、それは核兵器を廃絶するためには、一気に廃絶ではなくて、少しずつステップバイステップいう、そういうふうな廃絶であると。そういうふうにして、なくしていくんだということをずっと言い続けてきました。でも、これは究極的には核兵器の廃絶ではなくて、それをぐっと遅らすと。そういうふうなことなんです。それが圧力であります。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。まず反対討論から。大高下議員。

○4番（大高下）4番議員、大高下です。発議第7号、日本政府に対し、核兵器禁止の立場を明確にし、条約交渉に加わることを強く求める意見書に反対の立場で討論いたします。

意見書の核兵器のない世界の実現には全く異論はありません。我が国においては、核軍縮を伸展させ、核兵器のない世界に近付けるためには、核兵器使用の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識という二つの認識をしっかりと踏まえた上で、核兵器国と非核兵器国双方を巻き込んだ、現実的かつ実践的な処置が重要であり、最も効果的であるとして核軍縮に取り組んできております。

この度の意見書では、3月27日に国連で開催された核兵器禁止条約交渉会議において、条約の交渉に反対し、参加拒否をして退席したことは、核兵器廃絶の先頭に立つと言いながらアメリカの圧力に屈した二枚舌外交であると決め付けるものでありますが、3月27日の核兵器禁止条約交渉の会議には核兵器国が参加しておらず、禁止条約も作っても核兵器の削減につながるとは考えられません。それどころか核兵器国が参加しない形で条約を作るとは、核兵器国と非核兵器国の亀裂、非核兵器国間の離反といった国際社会の分断を一層深め、核兵器のない世界を遠ざけるものとなります。この条約交渉につ

いては核兵器の理解や関与は得られないことが明らかになっており、このような状況では交渉会議に建設的かつ誠実に参加することは困難と言わざるを得ません。これまで政府が一貫して重視してきた核兵器国と非核兵器国の双方を巻き込んだ現実的かつ効果的な取り組みこそ、核兵器のない世界の実現につながるものであるとの考えから意見書に反対いたします。どうぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中） 意見書に賛成討論をいたします。今年はいよいよ核兵器禁止条約交渉会議が開催をされました。核禁止会議再開前に核兵器禁止条約の国連会議成功への被爆者署名、これで呼び掛けております。核兵器禁止条約の国連会議第2会期、6月15日から7月7日まで開かれます。5月25日現在、広島県を含め、24の各自治体でこの国際署名に賛同した広島県知事、広島市長はもう自ら街頭に立って、その先頭に立っております。東広島市長、安芸郡の4町の町長と賛同をいただき、今では過半数以上の首長の署名がどんどん広がっております。私たち日本人にとって、核兵器の非人道性、核兵器が非人道的兵器であることは当たり前のことであり、恐らく多くの人々が、この核兵器の非人道性から始まった核兵器禁止条約の流れに政府も積極的に関わっているだろうと考えることでしょう。

しかしながら、私たちの政府は、むしろアメリカと一緒にあって、この核兵器禁止条約の締結の足かせとなっているのが現状であります。この日本政府の立場と態度には大変問題があります。しかし、私たちは日本政府としての立場ではなく、唯一の被爆国の市や町の町民として世界に声を届けることができます。私たちは政府の態度を拒否した大きな日本の市民運動として積極的にこの核兵器禁止条約を支援し、唯一の被爆国の願いを世界に訴えていかなければなりません。賛同いただきますことをお願いして、賛成意見といたします。

○議長（桑原） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。

発議第7号について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原） 着席してください。起立少数と認めます。よって、発議第7号は否決され

ました。

以上で本定例会に付議された案件の審査は全て終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することを決しました。

以上で、平成29年第4回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時31分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員